

第73期選択型実務修習プログラムの応募要領と応募書式について

2020年（令和2年）1月7日配布 大阪司法修習生指導連絡委員会

		全 国 プログラム	自 己 開 拓 プログラム	個 別 修 習 プログラム	
第1クール	R2年 1月7日(火)	プログラム提示	申請書交付開始	プログラム提示	
	1月17日(金)				18時～ プログラム説明会
	2月3日(月)	応募受付開始			
	2月7日(金)	応募受付締切			
第2クール	3月27日(金)	応募結果通知			
	4月13日(月)		申請受付開始		
	4月16日(木)		申請受付締切		
第3クール	5月15日(金)		申請結果通知		
	5月18日(月)			第1次応募受付開始	
	5月21日(木)			第1次応募受付締切	
	6月15日(月)			第1次応募結果通知 第2次応募受付開始	
	6月18日(木)			第2次応募受付締切	
第4クール	7月17日(金)			第2次応募結果通知 第3次応募受付開始	
	7月21日(火)			第3次応募受付締切	
	7月28日(火)			第3次応募結果通知	修習計画書受付開始
	7月31日(金)				修習計画書受付締切

目 次

	頁
I. 選択型実務修習の実施要領	1
(別紙1) 選択型実務修習修習計画書	7
(別紙2) 選択型実務修習結果レポート	11
(別紙3) 選択型実務修習結果意見書	15
(別紙4) 欠席等承認申請書	17
(参考) 選択型実務修習に関する留意点	19
II. 全国プログラムの応募要領	25
(別紙様式第1) 選択型実務修習プログラム申込書 (全国)	27
(別紙様式第2) 東京三弁護士会提供プログラム申込書	29
(別紙様式第3) A班 知財事件取扱い法律事務所での修習申込書 (大阪)	31
(別紙様式第4) A班 渉外事件取扱い法律事務所での修習申込書 (大阪)	33
全国プログラム案内	35
III. 自己開拓プログラムの申請要領	65
(別紙1) 選択型実務修習自己開拓プログラム申請書	67
(別紙2) 選択型実務修習自己開拓プログラム承諾書	69
(別紙3) 選択型実務修習自己開拓プログラム日程表	71
自己開拓プログラム受入先承認一覧 (大阪のみ)	73
IV. 個別修習プログラムの応募要領	77
(別紙1) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)	83
(別紙2) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第1次募集記載例	85
(別紙3) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第1次募集結果例	86
(別紙4) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第2次募集記載例	87
(別紙5) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第2次募集結果例	89
(別紙6) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第3次募集記載例	90
(別紙7) 選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習) 第3次募集結果例	91
個別修習プログラム一覧表	93
個別修習プログラム案内 (裁判所)	95
個別修習プログラム案内 (検察庁)	107
個別修習プログラム案内 (弁護士会)	111

2020年(令和2年)1月7日

令和元年度採用(第73期)司法修習生 各位

大阪司法修習生指導連絡委員会

I. 選択型実務修習の実施要領

選択型実務修習を下記のとおり実施します。

選択型実務修習は、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、または各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の習得を図ることを目的として行う実務修習です。選択型実務修習は、実務修習の最後の機会となりますので、各自の課題や関心のある分野に応じて、修習計画を立案し、履修してください。

記

1 選択型実務修習の期間

2020年(令和2年)10月5日(月)から同年11月18日(水)まで
(ただし、11月16日(月)、17日(火)は一律ホームグラウンド修習、
11月18日(水)は自由研究日とする。)

2 修習地

原則として大阪府内とします。

例外として、大阪府内での履修が不可能な修習内容である場合(後述の全国プログラム、自己開拓プログラムを履修するとき)に、3週間を限度として大阪府外での修習を認めることがあります。ただし、外国での修習は認められません。

3 修習先

各プログラムにおいて指定された場所で修習を行います。

なお、選択型実務修習の期間中は、分野別実務修習で配属された弁護士(指導担当弁護士)の事務所がホームグラウンドとなります。プログラムを履修していない時間(期間)は、ホームグラウンド修習として、当該弁護士事務所において弁護修習期間と同様の修習を行ってください。

4 修習プログラム

選択型実務修習の期間において提供されるプログラムには、全国プログラム、自己開拓プログラム、個別修習プログラムの3つの種別があります。この種別により応募の方法、時期等が異なりますので、それぞれの応募要領等を熟読し、手続に遺漏がないよう、十分に注意してください（手続に遺漏があれば、プログラムを履修できない場合があります）。

また、ホームグラウンド修習は最低1週は継続して取得しなければなりません、ホームグラウンド修習が選択型実務修習期間の半数以下（6週のうち3週まで）になるように、積極的にプログラムに応募するようにしてください。

※「最低1週は継続して」とありますが、1日間のプログラム取得により、1週間のうちホームグラウンド修習が4日となる場合、継続してホームグラウンド修習をしたとみなされます（祝日等の関係で3日以下となる場合はみなされません。）。

(1) 全国プログラム

配属修習地にかかわらず応募することができるプログラムです（大阪配属の修習生の場合、大阪以外で提供されるプログラム、大阪で提供されるプログラムのいずれにも応募することができます。）。応募の方法は、「Ⅱ. 全国プログラムの応募要領」を参照してください。

(2) 自己開拓プログラム

司法修習生が自ら修習先を開拓して設定し、修習するプログラムです。設定等の方法については、「Ⅲ. 自己開拓プログラムの申請要領」に従ってください。

(3) 個別修習プログラム

大阪配属の司法修習生に対し、大阪の裁判所、検察庁および弁護士会が提供するプログラムです。応募の方法は、「Ⅳ. 個別修習プログラムの応募要領」を参照してください。

5 修習計画書の提出

(1) 司法修習生は、自己が履修するプログラムが確定した後、選択型実務修習期間全体の修習計画書（別紙1）を作成し、当委員会に提出してその承認を得てください。

ア 提出期間

2020年(令和2年)7月28日(火)から同年7月31日(金)まで

イ 提出先

修習中の各配属庁会の司法修習担当事務局(郵送不可)

(7) 弁護修習中の司法修習生

大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局 電話 06-6364-1684

(4) 裁判修習中の司法修習生

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 電話 [REDACTED]

(7) 検察修習中の司法修習生

大阪地方検察庁総務部教養課修習係 電話 [REDACTED] (代表)

ウ やむをえず上記アの提出期間経過後に修習計画書を提出する場合は、裁判修習中及び検察修習中の司法修習生も、大阪弁護士会に提出してください。

(2) 修習計画書は、選択型実務修習結果レポート、実務修習結果簿の末尾にも添付しますので、**提出前に必ず写しを2部取って各自で保管してください。**

(3) 2020年(令和2年)8月12日(木)までに当委員会から特段の連絡がない場合、修習計画書は承認されたものとします。

6 選択型実務修習結果レポート及び選択型実務修習結果意見書の提出

(1) 結果レポート

司法修習生は、各プログラムの最終日までに、修習内容、取組目標の達成状況、感想等を簡潔に選択型実務修習結果レポート(別紙2)の「3レポート(個別修習・全国・自己開拓プログラム)」欄に記載し、プログラム指導担当責任者の記名・検印を受けてください。なお、ホームグラウンド修習については、「2レポート(ホームグラウンドでの修習)」欄に記載してください。(2020年(令和2年)11月17日のホームグラウンド修習終了後、レポートを記載し、指導担当弁護士に記名・検印を受けてください。)

すべてのプログラムが終了したら、選択型実務修習結果レポートを完成させ、修習計画書の写しを末尾に添付の上、2020年(令和2年)11月18日(水)正午(厳守)までに大阪弁護士会司法修習委員会事務局に原本を、ホームグラウンドの指導担当弁護士にコピーを1部提出してください。

レポートが遅れた場合、司法研修所へ成績を通知できず、考試(二回試験)が受けられなくなる恐れがありますので、十分ご注意ください。

(2) 結果意見書

司法修習生は、各プログラムの最終日までに、選択型実務修習結果意見書（別紙3）の太枠内に司法修習生名、班・番号（弁護修習中の出席番号）、プログラム名・コード番号、修習内容を簡潔に記載し、プログラム指導担当責任者（ホームグラウンドについては修習指導担当弁護士）に交付し、欠席日数及び意見の記載並びに記名・押印してもらったうえで大阪弁護士会司法修習委員会事務局への送付を依頼してください。（ホームグラウンド修習を複数通願修している場合でも、2020年（令和2年）11月17日の一律ホームグラウンド修習終了後、翌11月18日正午までに1枚を提出すれば足够了。）

7 選択型実務修習期間中の欠席・遅刻・早退について

『修習生活へのオリエンテーション』の11ページから17ページの記載にもありますが、選択型実務修習（分野別実務修習）を欠席する場合には、「欠席等承認申請書」（別紙4）により、事前に承認を受けなければなりません。欠席は「正当な理由」によるものでなければ承認されませんが、「正当な理由」の有無は、欠席を必要とする事由の程度と修習に影響を及ぼす支障の程度を比較衡量して、その都度司法研修所長又は配属庁会の長が判断することになります。「正当な理由」があると認められる例としては、次に掲げる場合となります。

1. 司法修習生が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、修習しないことがやむを得ないと認められる場合
2. 選挙権の行使等の場合で修習しないことがやむを得ないと認められるとき、司法修習生が出産予定である場合又は出産した場合、災害又は交通機関の事故等により出席することが著しく困難であると認められる場合
3. 2に定める以外の特別の事由（特別の事由は、国家公務員の特別休暇の例による。）又は欠席を必要とする事由がある場合は、当該事由により欠席を必要とする程度と、修習に及ぼす支障の程度とを個別に比較衡量し、修習に著しい支障がないと認められる場合

上記の欠席（遅刻・早退）に関する「正当な理由」がある場合は、履修するプログラムを提供している庁会等（ホームグラウンド修習の場合は指導担当弁護士の事務所、全国プログラムの場合は提供者、自己開拓プログラムの場合は受入先）へ連絡するとともに、大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局（電話06-6364-1684）へも連絡後、欠席等承認申請書（別紙4）を事前に提出してください。選択型実務修習期間中は、指導弁護士の承認印は不要です。

なお、やむを得ず事前に提出できない場合は事後でも構いませんが、その場合は、事前に申請できなかった具体的な理由も記載して速やかに（3日以内）提出してください。欠席等承認申請書（別紙4）を提出し、承認されて初めて欠席等として取り扱いますので、必ず提出してください。提出しない場合もしくは欠席（遅刻・早退）に関する「正当な理由」のない欠席（遅刻・早退）については、非違行為となりますのでご注意ください。

また、欠席事由や欠席状況等によっては、欠席日数にかかわらず、医師の証明書の提出を求めたり、個別に事情の聞き取り等を行う場合があります。

8 選択型実務修習における見学等の注意事項

プログラムによっては外部への見学等を実施する場合があります。見学等については、外部の方々への準備や協力があつて成り立っているものであるため、下記の事項を遵守し、司法修習生としての品位を落とすことのないよう、行動には十分注意してください。

・見学先における職員及び引率弁護士の手配及び規則に従うこと

例：携帯電話の電源のOFF、カメラ、ビデオカメラ等の機器の使用禁止

喫煙可の場合は、所定の場所でのみ喫煙すること

喫煙不可の場合は、もちろん喫煙しないこと

たばこ、マッチ、ライター等の持ち込みが禁止

インフルエンザ等の感染防止のためのマスク着用が必要である場合は着用すること

その他、各見学先が定める規則及び注意の遵守

集合時間を厳守し遅刻等しないこと

以上

年 月 日

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

選択型実務修習修習計画書

令和 元 年度採用 (第 73 期)

配属地 大阪 (班)

氏名 印

1. スケジュール

番号	コード	プログラム名	第1週 10/5~	第2週 10/12~	第3週 10/19~	第4週 10/26~	第5週 11/2~	第6週 11/9~	第7週 11/16-17
		ホームグラウンド							
1									一律ホームグラウンド修習
2									
3									
4									
5									
6									
7									

※ 裏面に「修習内容及び取組目標」を記載すること。

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し、1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し、もう1部は実務修習結果簿の末尾に添付すること。

2. 修習内容及び取組目標

番号	コード	修習内容及び取組目標
	プログラム名	
	ホームグラウンド	
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し、1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し、もう1部は実務修習結果簿の末尾に添付すること。

【記載例】

○ 年 ○ 月 ○ 日

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

選択型実務修習修習計画書

令和 元 年度採用 (第 73 期)

配属地 大 阪 (○ 班)

氏名 ○ ○ ○ ○ 印

1. スケジュール

番号	コード	プログラム名	第1週 10/5~	第2週 10/12~	第3週 10/19~	第4週 10/26~	第5週 11/2~	第6週 11/9~	第7週 11/16-17
		ホームグラウンド					↔		
1	全 2502	地裁知的財産部修習 (東京)	↔	↔					一律ホームグラウンド修習
2	弁-12	他事務所修習2			↔	↔			
3	民-23	執行部修習					↔		
4	弁-34	人権に関する施設見学 ■■■■■			10/22				
5									
6									
7									

最低1週はホームグラウンド修習を選択すること。

※ 裏面に「修習内容及び取組目標」を記載すること。

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し、1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し、もう1部は実務修習結果簿の末尾に添付すること。

2. 修習内容及び取組目標

番号	コード	修習内容及び取組目標
	プログラム名	
1	ホームグラウンド	(記載例) ①弁護士実務修習の深化・補完に努めるとともに、現在進行中の裁判員裁判対象事件(〇〇被告事件)の公判前整理手続の傍聴や証拠意見書の起案等を通して、同手続に対する理解を深める。②大規模消費者訴訟(〇〇事件)の既済記録に基づき、法律上・事実認定上の争点についてのレポートを作成する。③顧問先の法律相談に立ち会い、必要な調査等を行うなどして、紛争予防という観点からの企業法務における弁護士の活動を集中的に修習する。
	全2502 地裁知的財産権部修習 (東京)	(記載例) 東京地裁知財部における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、期日メモの作成、法廷傍聴、弁論準備手続傍聴、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許行見学(半日)、知財高裁における記録検討、法廷傍聴等を体験することにより知財事件の理解を深め、分野別実務修習では詳細には身に付けることができなかった知財事件を集中的に修習する。
2	弁-12	(記載例) ホームグラウンドとは別の弁護士事務所にて、ホームグラウンド修習と同様の修習をおこなう。
	他事務所修習2	
3	民-23	(記載例) 執行センター(新大阪)における民事執行事件のうち、主として、執行裁判所を執行機関とする不動産執行事件及び債権執行事件について、講義、記録検討、演習等のほか、執行官の執行現場に同行することにより、実務に必要な執行手続の知識を身につける。
	執行部修習	
4	弁-34	(記載例) 講義・施設見学を通じて、人権(特にハンセン病)に関する素養を深める。
	人権に関する施設見学	
5		
6		
7		

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほか写しを2部作成し、1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し、もう1部は実務修習結果簿の末尾に添付すること。

選択型実務修習結果レポート

令和元年度採用(第73期)	配属地 大阪
研修所 大阪	組番 班番
氏名	

1. 選択型実務修習修習計画書

別紙「選択型実務修習修習計画書」のとおり。

2. レポート(ホームグラウンドでの修習)

(修習内容)

(取組目標の達成状況)

(その他感想等)

修習指導担当弁護士

印

結果レポートの記載・提出方法、結果意見書の提出方法について

【司法修習生 各位】

- ※ 太枠内は、司法修習生が記載してください。
なお、ホームグラウンドでの修習については、1ページの「2 レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄に記載し、個別修習・全国・自己開拓プログラムについては、3ページ以降の「3 レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）」欄にそれぞれ記載してください。
- ※ 修習内容については、実際に行った修習内容を具体的に記載してください。取組目標の達成状況については、選択型実務修習修習計画書の記載を踏まえ、成果や反省点も含めた自己分析の結果を記載してください。なお、以下の記載例も参考にしてください。

<p><ホームグラウンド修習の記載例></p> <p>(修習内容)</p> <p>①…被告事件につき、記録検討、公判前整理手続の傍聴（〇回）、証拠意見書の起案、弁護団会議の傍聴等を行った。この事件の概要は、…というものであり、傍聴した公判前整理手続においては、…が実施された。証拠意見書の起案では、…が問題となったところ、…を考慮して、…としたが、指導担当弁護士からは…との御指摘を頂いた。</p> <p>②指導担当弁護士に随伴して…という事案の法律相談に立ち会い、要点のメモ等を起案した。</p> <p>③（以下略）</p> <p>(取組目標の達成状況)</p> <p>①実際の事件の傍聴等を通じて公判前整理手続に対する理解を深めることを当初の取組目標とした。この点、ホームグラウンド修習を通じて、以下のとおり、公判前整理手続に対する認識を深めることができ、当初の目標は十分に達成できたと考える。まず第1点は、…（以下略）</p> <p>②…の法律相談については、実務上…が問題となることを新たに理解した。</p> <p>③（以下略）</p>
--

- ※ 司法修習生は、選択型実務修習修習計画書の写しをこの報告書の末尾に添付してください。
- ※ 司法修習生は、ホームグラウンド修習及び各修習プログラムの最終日までに各レポートを作成し、修習指導担当弁護士（ホームグラウンド弁護士）及びプログラム指導担当責任者に提出してその検印を受けてください。
また、「選択型実務修習結果意見書」を修習指導担当弁護士及びプログラム指導担当責任者にそれぞれ交付し、次の点を依頼してください。
- 選択型実務修習結果意見書に意見を付し、下配期日までに結果意見書に記載の送付先に送付する。

【プログラム指導担当責任者 各位】

- ※ プログラム指導担当責任者は、司法修習生からこのレポートを受領後、「3 レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）」欄の所定箇所に記名・検印の上、司法修習生にお渡しください。
また、修習生から交付された選択型実務修習結果意見書の「修習結果についての意見」欄に意見を付し、プログラム終了後4日以内に、結果意見書に記載の送付先に送付してください。

【修習指導担当弁護士（ホームグラウンド弁護士） 各位】

- ※ 修習指導担当弁護士は、司法修習生からこのレポートを受領後、「2 レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄の所定箇所に記名・検印の上、司法修習生にお渡しください。
また、修習生から交付された選択型実務修習結果意見書の「修習結果についての意見」欄に意見を付し、一律ホームグラウンド修習の最終日終了後、11月18日午前中までに結果意見書に記載の送付先に送付してください。

3 レポート(個別修習・全国・自己開拓プログラム) 氏名 _____

(1)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容) (取組目標の達成状況) (その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

(2)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容) (取組目標の達成状況) (その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

(3)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容) (取組目標の達成状況) (その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

※ 結果レポートについては2ページの記載方法を参照し、記載すること。
 司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充する。なお、補充した場合は、右上の氏名欄も記載すること。

3 レポート(個別修習・全国・自己開拓プログラム) 氏名

(4)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容)		
(取組目標の達成状況)		
(その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

(5)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容)		
(取組目標の達成状況)		
(その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

(6)

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容)		
(取組目標の達成状況)		
(その他感想等)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	印

※ 結果レポートについては2ページの記載方法を参照し、記載すること。
 司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充する。なお、補充した場合は、右上の氏名欄も記載すること。

選択型実務修習結果意見書

※ 太枠内は、司法修習生が記入すること。

司法修習生名：	(班 番)
【本書の送付先】	
(住 所) 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	
(あて名) 大阪弁護士会 司法修習委員会	
(電 話) 06-6364-1684	
プログラム名：	(コード番号：)
修習内容	
プログラム期間中の欠席日数	日
修習結果についての意見	

年 月 日

(該当にチェック)

 プログラム指導担当責任者 修習指導担当弁護士

所 属

役職(官職)・氏名

印

【司法修習生 各位】

※ 司法修習生は、氏名、班・番号、プログラム名・コード番号、修習内容を記入し、「選択型実務修習結果レポート」とともに各プログラム指導担当責任者又は修習指導担当弁護士に交付してください。

なお、全国プログラム、自己開拓プログラムの場合は、各自で用意した封筒に、切手を貼り付けて、上記【本書の送付先】欄の住所等を記入して各プログラム指導担当責任者に交付し、この意見書の送付を依頼してください。

※ 司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充してください。

※ コード番号の付されていないプログラムは、コード番号記載欄に記入の必要はありません。

【プログラム指導担当責任者 各位】

※ プログラム指導担当責任者は、各プログラムでの修習結果について、この意見書の「プログラム期間中の欠席日数」欄に欠席日数を(欠席がない場合には「0」を記入してください。), 「修習結果についての意見」欄に意見を付し、プログラム終了後、4日以内に上記【本書の送付先】欄記載の住所等に送付(郵送又は持参, FAX不可)してください。

【修習指導担当弁護士 各位】

※ 修習指導担当弁護士は、ホームグラウンドでの修習結果について、この意見書の「プログラム期間中の欠席日数」欄に欠席日数を(欠席がない場合には「0」を記入してください。), 「修習結果についての意見」欄に意見を付し、一律ホームグラウンド修習の最終日終了後、11月18日の午前中までに上記【本書の送付先】欄記載の住所等に送付(郵送又は持参, FAX不可)してください。

Copyright © 2000 by The McGraw-Hill Companies, Inc. All rights reserved. Printed in the United States of America. This book is printed on acid-free paper.



欠席等承認申請書

年 月 日

大阪弁護士会会長 殿

第 期司法修習生

(組 番 大阪配属 班)

氏名 _____ 印

連絡先 _____

下記のとおりに 欠席 遅刻 早退 を したい したので、承認してください。
 した

記

1 欠席 / 遅刻 / 早退 月日
月 日 (曜日) から 月 日 (曜日) まで 日間

遅刻・早退の場合 時 分から 時 分まで 遅刻・早退

2 プログラム
コード番号 () プログラム名 ()
種別 (全国・自己開拓・民裁・刑裁・家裁・検察庁・弁護士会)

3 理由 ※具体的に記入すること。

(1) 理由 ※体調不良で欠席(早退/遅刻)した場合は、具体的な症状等、休まざるを得なかった理由を記載すること。

(2) 事後申請の場合は、事前に申請ができなかった具体的な理由
※事前に申請できない場合は、履修プログラム先及び大阪弁護士会事務局に電話連絡をするとともに、欠席等承認申請書の原本を速やかに(8日以内)に提出すること。

※欠席の申請がない場合、または欠席に正当な理由がなく不承認となった場合は、非違行為となることがあるため、注意すること。

※5日以上の欠席の場合は、医師の証明書その他修習することができない理由を証明できる書面を添付すること。

※欠席事由や欠席状況等によっては、欠席日数にかかわらず、医師の証明書の提出を求めたり、個別に事情の聞き取り等を行う場合がある。

令和元年11月15日

司法修習生 各位

司法研修所

選択型実務修習に関する留意点

選択型実務修習について、選択型実務修習の運用ガイドライン（司法修習ハンドブックに掲載）だけでなく、下記の事項にも留意するようにしてください。

記

第1 ホームグラウンドにおける弁護修習の修習期間

「ホームグラウンド」とは、選択型実務修習の期間中、司法修習生が、修習プログラムを修習しないときに、弁護修習を行う弁護士事務所をいう（選択型実務修習の運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第1の2）。

「ホームグラウンドにおける弁護修習は、選択型実務修習の期間中、最低1週間は、継続して行わなければならない。」（ガイドライン第3の1(1)）とあるが、この趣旨は、少なくとも1週間は継続することで充実した弁護修習を行い、選択型実務修習を弁護士実務に比重を置くものとする制度趣旨を全うしようとするところにある。したがって、この趣旨に反しないのであれば、個別具体的な事情により、1週間継続することを絶対的な条件とまでする必要はないと考えられる。

例えば、希望する修習プログラムを選択した結果として、ホームグラウンドにおける弁護修習が1週間継続しなくなった場合は、ガイドラインの趣旨に反するとまではいえない。ただし、この場合でも合計5日程度のホームグラウンドでの修習日数を確保した修習計画を立てるようすべきである。

これに対して、自由研究日、新婚旅行等による欠席（病気、忌引等やむを得ない欠席を除く。）をした結果、1週間継続してホームグラウンドでの弁護修習を行い得なくなる場合は、ガイドラインの趣旨に反するため、この場合は、ホームグラウンドでの修習期間が、1週間継続して確保できるように修習計画を見直すべきである。

もっとも、この点に関し承認権限を有しているのは、各配属庁会の司法修習生指導連絡委員会であるから、同委員会の窓口である各配属庁会の指導担当者又は事務担当者等からこれと異なる指示があった場合は、その指示に従う。

第2 自己開拓プログラム

1 修習先

(1) 自己開拓プログラムの修習先の例として、「民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等」（ガイドライン第3の4）のほかに、司法書士事務所、弁理士事務所、税理士事務所、不動産鑑定士事務所及び土地家屋調査士事務所などのいわゆる隣接職種、民間ADR機関、報道機関の社会部などが考えられる。

しかし、これらの企業等が、自己の就職予定先である場合は、「司法修習生が

就職を予定している弁護士事務所を、修習プログラムとしての弁護修習先とすることはできない」としたガイドライン第3の5の趣旨が同様に当てはまるため、認められない。

これに対し、就職予定先である弁護士事務所の顧問先企業の法務部を自己開拓プログラムの修習先とすることは、特に禁じられてはいないが、修習内容について、専ら就職予定先の弁護士が関与する事件の修習をするなどの事実上の弁護士業務を行ったり、実質的に試用期間的な内容の修習を行ったりしないものとなるように受入先の担当者によく話を詰めておくべきである。

- (2) 弁護士事務所については、当該弁護士事務所が就職予定先である場合には、ガイドライン第3の5に抵触するため当然認められないが、就職予定先の弁護士事務所以外でも、これを認めると、当該弁護士事務所と司法修習生との合意により、修習先としての弁護士事務所が定まることを認めることになることから、原則として認められない。

例外として、個別修習プログラム及び全国プログラムでは提供されていない領域や分野について、ホームグラウンドの弁護士事務所では十分な修習を行うことが困難であり、開拓先の弁護士事務所での領域や分野についての修習をすることが可能でその意義があると明らかに認められる場合には、許容される余地もある。

- (3) 充実した修習を実施するには、責任ある立場の指導者によって、体系的な指導が行われることが重要である。そのため、修習先とされた組織・団体の受入態勢に疑義があるような場合には、申出が認められないことがある。

また、司法修習生の親族が経営している事業所等で修習を行う場合には、一般的に、そこで十分な修習が行われるのか、修習結果に対して評価が適正に行われるのかといった点について、疑義を生じさせるといえる。そのため、例えば、父親が一人で経営している会計事務所を修習先とする申出は認められない。

- (4) 全国プログラムの提供先に対し、全国プログラムと同様の修習内容、目的等で自己開拓プログラムを行うことはできない。
- (5) 自己開拓プログラムについても、原則として、分野別実務修習における配属修習地で行うものとする。例外的に、配属修習地では履修が不可能で、修習の目的、内容に照らし、配属修習地外の開拓先における修習の具体的意義と必要性がある場合には、当該開拓先での修習が認められる場合もあるが、この配属修習地外での修習が認められる場合でも、その期間は、全国プログラムの期間及び自己開拓プログラムの期間を合わせて3週間を限度とする（ガイドライン第2）。

ただし、配属修習地により近い地域で同様の修習内容を実現できる場合には、当該開拓先で修習する必要性は認められない。とりわけ、高裁（高検）管内を越えた地域の修習先に係る申出については、当該開拓先で修習する必要性についてより詳細な説明を求められたり、より厳格な判断がされることに留意されたい。

2 修習先から承認を得るまでの手続

- (1) 受入希望先に対しては、選択型実務修習及び自己開拓プログラムの趣旨を説明するとともに、司法修習生と受入先との合意によって直ちに修習プログラムとして成立するわけではなく、あらかじめ司法修習生が受入先から承諾を得た上で、更

に司法修習生指導連絡委員会の承認が必要となることを説明する。

- (2) 受入希望先から自己開拓プログラムの受入れの承諾を得た司法修習生は、(1)に留意の上、受入先から承諾書を得、この承諾書と自己開拓プログラム日程表を自己開拓プログラム申出書に添付して、各配属庁会の司法修習生指導連絡委員会に提出する。

自己開拓プログラムの申出に当たっては、申出書（特に「修習の目的」、「修習の内容」の各欄）及び日程表について詳細かつ具体的な記載を心掛ける（その際には、①当該修習先における修習においてどのような知識・技法を獲得しようとしているのか（獲得目標）、②当該知識・技法を獲得するために、具体的にどのような修習内容を体験しようとしているのか（達成方法）が明らかになるようにする。）。

また、承諾書の内容は、自己開拓プログラムの受入先の代表者による、司法修習生が選択型実務修習を受入先で実施することについての承諾であり、受入先の代表者又はこれに準じる者の記名・押印を求めることが相当である。

- (3) 自己開拓プログラム申出書を提出した司法修習生は、司法修習生指導連絡委員会の承認又は不承認の結論が伝えられたら、速やかに受入先の担当者等に連絡を取り、その旨を伝える。
- (4) 自己開拓プログラムは、司法修習生自らが主体的にプログラム先を開拓し、受入希望先から受入れの承諾を得ることにその意義の一端があるプログラムであるから、受入希望先との交渉等について配属庁会の指導担当者や事務担当者に相談する場合でも、この趣旨を踏まえた上で相談する。
- (5) 受入希望先との交渉等に当たっては、例えば、昼時、早朝又は深夜に、受入希望先の企業等に電話をしたり、アポイントを取らないまま相手先企業等を訪問したりするなどマナーに反する行為をしない。

第3 選択型実務修習の履修時の留意点

- 1 選択型実務修習の修習計画書を作成するに当たっては、指導担当弁護士とよく意思疎通を図り、ホームグラウンド修習をいつどのような日程で行うのかを伝え、ホームグラウンド修習における修習内容及び取組目標について指導担当弁護士とよく協議する（修習終了後に記載する結果レポートにも「取組目標の達成状況」を記載する欄があることから、よく検討した上で取組目標を記載する。）。
- 2 遅刻、欠席、早退をするとき、個別修習プログラムについては、プログラム提供先である地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に連絡した上で、事前又は連絡後速やかに欠席承認申請書を提出する。これに対し、全国プログラム、自己開拓プログラム及びホームグラウンド修習については、プログラムの修習先のほか、分野別実務修習地の弁護士会にもその旨の連絡をした上で、事前又は連絡後速やかに欠席承認申請書を、分野別実務修習地の弁護士会に提出する。ただし、配属庁会の事務担当者等から、これと異なる指示がある場合は、その指示に従う。
- 3 修習プログラムの開始後速やかに選択型実務修習結果意見書（書式は、別途配属庁会から配布予定）とこれを送付するための封筒（送付先の宛名書きをするとともに、

必要な郵便切手（自己開拓プログラム及び修習プログラムで指示があった場合は、特定記録等の特殊取扱いでの送付に必要なものを貼ったもの）を修習プログラムの指導担当責任者に交付するとともに、修習プログラム終了後速やかに（遅くとも修習プログラム終了後3日以内に）ホームグラウンドの指導担当弁護士宛てに送付するように依頼する。

なお、送付先については、これとは異なる指示が配属庁会等からされることがあるので留意する。

- 4 修習プログラム、ホームグラウンド修習の各終了日までに修習プログラムごとに修習レポート（書式は、別途配属庁会から配布予定）をまとめ、修習プログラムの指導担当責任者の閲覧に供し、指導担当責任者から修習レポートに署名、押印を受けた上で返却してもらう。返却を受けた修習レポートは、選択型実務修習終了後速やかに（遅くとも選択型実務修習終了日の翌日まで）ホームグラウンドの指導担当弁護士宛てに送付又は交付する。

なお、修習レポートは、修習プログラムだけでなく、ホームグラウンド修習についても作成する必要があるが、ホームグラウンド修習については、ホームグラウンド修習期間全体を通じて1回作成すれば足りる。

第4 その他

1 旅費、宿泊費及び諸費用

(1) 旅費及び宿泊費

全国プログラム及び自己開拓プログラムにおいて、配属修習地以外の修習地における修習をする場合は、その参加に要する旅費（配属修習地とプログラム修習先（弁護士事務所修習における事務所や民間企業修習における会社等）の往復の交通費、日当及びプログラム期間分の所定の宿泊費等）を支給する。

なお、プログラム修習先から更に他所に移動する場合の旅費については、プログラム履修のためであっても原則として支給しない。ただし、例外として、全国プログラムにおいて、プログラム履修のため、プログラム修習先から片道50キロメートルを超える移動（以下、「長距離移動」という。）が当初から予定されている場合（プログラム案内「片道50キロメートルを超える移動の可能性の有無」欄に「有」と記載されているもの）に限り、その旅費を支給する。

長距離移動が当初から予定されているプログラムに受入れが決定した司法修習生は、プログラム案内記載の「（移動予定の確定時期の目安）」を参考にプログラム修習先に対して移動の有無、移動先及び移動日程等を確認し、各配属裁判所の修習事務担当者に申告する。

(2) 諸費用

自己開拓プログラムでは、修習中の諸費用、例えば、修習先での資料等のコピー代や通信連絡費、その他の修習先から請求される費用は全て修習生の自己負担となる。

2 全国プログラムの照会窓口

全国プログラムの手続について、不明な点があれば、司法研修所事務局企画第二課

企画係（電話 [REDACTED]、ファクシミリ [REDACTED]

[REDACTED]）に問い合わせる。

なお、プログラムの内容については、各提供先に問い合わせる。

以 上

2020年（令和2年）1月7日

令和元年度採用（第73期）司法修習生 各位

大阪司法修習生指導連絡委員会

Ⅱ. 全国プログラムの応募要領

全国プログラムの応募方法および留意事項をお知らせします。

- 1 配属修習地にかかわらず応募することのできる修習プログラムです。大阪配属の修習生が大阪のプログラムに応募することもできます。

なお、応募できる全国プログラムは、選択型実務修習期間（2箇月）を通じて1つのプログラムのみです。

2 応募の手続

(1) 募集期間

2020年（令和2年）2月3日（月）～同年2月7日（金）午後5時
期間経過後の応募は受け付けません。

(2) 応募の方法

ア 東京三弁護士会及び大阪弁護士会以外の全国プログラムに応募する場合

別紙様式第1の申込書に所定の事項を記入して申込みをしてください。

応募に当たっては、次の点に留意してください。

(ア) 所定の欄に、全国プログラム案内に記載されている希望プログラムのコード及びプログラム名を記入してください。

(イ) 応募条件に資料の提出が求められている場合は、申込書に当該資料を添付してください。なお、資料を添付する場合は、添付資料にもプログラムのコード及び氏名を記載してください。

イ 東京三弁護士会または大阪弁護士会提供の全国プログラムに応募する場合

別紙様式第2または別紙様式第3もしくは別紙様式第4の各申込書に所定の事項を記入して申込をしてください。

(ア) 所定の欄に、全国プログラム案内に記載されている希望プログラムのコー

ド及びプログラム名を記入してください。

(4) 応募条件に資料の提出が求められている場合は、各申込書に当該資料を添付してください。なお、資料を添付する場合は、添付資料にもプログラムのコード及び氏名を記載してください。

(7) 作成に当たっては、それぞれの申込書の注記等に従って記入してください。

(3) 注意事項

全国プログラムは、原則週単位で実施されますが、プログラムが1日しか実施されない、プログラムが週の途中から開始するなど、1週間のうちでプログラムが実施されない日がある場合には、プログラムが実施されない日はホームグラウンド修習としてください。なお、ホームグラウンド修習が必要なプログラムを申込む場合には、申込み前に必ず指導担当弁護士の了承を得るようにしてください。

(4) 申込書の提出先

修習中の各配属庁会の司法修習担当事務局に、申込書等を1部提出する。

ア 弁護士修習中の司法修習生

大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局 電話 06-6364-1684

イ 裁判修習中の司法修習生

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 電話 [REDACTED]

ウ 検察修習中の司法修習生

大阪地方検察庁総務部教養課修習係 電話 [REDACTED] (代表)

(5) 採用決定者の通知

2020年(令和2年)3月27日(金) (予定)

以上

(別紙様式第1)

令和 年 月 日

司法修習生指導連絡委員会 御中

令和元年度(第73期)司法修習生

組番・修習地 (^{ふりがな} 班) 氏名 印
現住所 〒 -
電話 - - 携帯電話 - -
メールアドレス

選択型実務修習プログラム申込書(全国)

下記のとおり、選択型実務修習の全国プログラムを申し込みます。

記

コード番号	プログラム名

提出書類を求められている場合は、本申込書に添付すること。

なお、添付書類は返還しない。

おって、申し込んだプログラムの提供者から上記電話等に直接連絡が入ることがある。

(※希望する期間の選択を要するプログラムについては、希望する期間も「プログラム名」欄に記載する。)

(※コード番号1504、1505、2504及び2505の各プログラムについては、応募人数が超過した場合の振替に支障がある者は、本申込書の余白部分にその旨及びその理由を簡潔に記載する。)

受 入 結 果 通 知

可	否

司法修習生指導連絡委員会

令和 年 月 日

令和元年度 (第73期)

修習地: (班) 配属弁護士会:

研修所クラス: 組 番 氏名:

住所: (〒)

連絡先電話番号: e-mail:

東京三弁護士会提供プログラム申込書

1 申し込むプログラム

コード番号	プログラム名

2 募集条件

3 添付書類

4 司法研修所卒業後の就職予定先(内定段階を含む。)

- 法律事務所 弁護士会名() 事務所名()
- 企業 本社所在地(都府県) 企業名()
- 任官希望 希望先()
- 現時点ではまだ決定(内定)していない。

《申込時の注意事項》

- 1 応募するプログラムに募集条件が設定されている場合には、募集条件を満たすことが分かるように、その内容を上記「2 募集条件」欄に記載してください。
- 2 募集条件として書類提出を指定されている場合には、その書類名を上記「3 添付書類」欄に記載し、本申込書に添付してください。なお、書類は採否にかかわらず返却しません。
- 3 申込先事務所が修習生の就職予定(内定)先と係争中等の事情があるときは、受け入れられない場合があります。
- 4 申込後に、内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、速やかに申込先事務所に連絡してください。

当否結果通知

当 否

知財事件取扱い法律事務所での修習申込書(大阪)

第1 受入れを希望する事務所のコード番号に○を付してください。

複数の事務所を希望するときは、希望順位を記載してください。順位は何番まででも結構です。

コード番号	事務所名	開始	終了	希望順位	決定
2602	弁護士法人大江橋法律事務所	R2.10.5	R2.10.16		
2603	小松法律特許事務所	R2.10.5	R2.10.16		
2604	弁護士法人関西法律特許事務所	R2.10.12	R2.10.23		
2605	弁護士法人淀屋橋・山上合同	R2.10.26	R2.11.6		

第2 必ず下記も○を付して選択してください。

1. 上記希望順位内での修習が不可のときは、修習を希望しません。
2. 上記希望順位内での修習が不可のときは、大阪弁護士会に事務所の指定を一任します。
3. 2.を選択しますが、次の事務所での修習は避けます。(第1の事務所コード番号:)

(申込時の注意事項)

- ・ 受入事務所が指定する申込時の必要書類(写し可)を添付すること。応募する複数の事務所が指定する資料が共通のときは1通でよい。なお、採否に関係なく提出書類は返却しない。
- ・ 申込後に内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、至急、大阪弁護士会司法修習委員会事務局(担当: 電話06-6364-1684)へ連絡すること。

年 月 日

1. 募集条件、遵守事項に同意したうえで、上記のとおり申し込みます。
2. 全国プログラムを申し込んだ理由

3. 私の司法研修所卒業後の就職予定先(内定段階を含む)は以下のとおりです。

- 法律事務所 … 弁護士会名()、事務所名()
- 企業 … 本社所在地(都府県)、企業名()
- 任官希望 … 希望先()
- 現時点ではまだ決定(内定)していない。

住所 〒

氏名 印 配属地()

電話 メールアドレス

涉外事件取扱い法律事務所での修習申込書(大阪)

第1 受入れを希望する事務所のコード番号に○を付してください。
複数の事務所を希望するときは、希望順位を記載してください。順位は何番まででも結構です。

コード番号	事務所名	開始	終了	希望順位	決定
2606	弁護士法人大江橋法律事務所	R2. 10. 5	R2. 10. 16		
2607	岡田春夫総合法律事務所	R2. 10. 5	R2. 10. 16		
2608	弁護士法人オルビス	R2. 10. 5	R2. 10. 16		
2609	法円坂法律事務所	R2. 10. 5	R2. 10. 16		
2610	弁護士法人御堂筋法律事務所	R2. 10. 5	R2. 10. 16		
2611	岡田春夫総合法律事務所	R2. 10. 19	R2. 10. 30		
2612	北浜法律事務所・外国法共同事業	R2. 10. 26	R2. 11. 6		
2613	大阪国際総合法律事務所	R2. 10. 26	R2. 11. 6		
2614	弁護士法人御堂筋法律事務所	R2. 10. 26	R2. 11. 6		

第2 必ず下記も○を付して選択してください。

- 上記希望順位内での修習が不可のときは、修習を希望しません。
- 上記希望順位内での修習が不可のときは、大阪弁護士会に事務所の指定を一任します。
2. を選択しますが、次の事務所での修習は避けます。(第1の事務所コード番号:)

(申込時の注意事項)

- ・ 受入事務所が指定する申込時の必要書類(写し可)を添付すること。応募する複数の事務所が指定する資料が共通のときは1通でよい。なお、採否に関係なく提出書類は返却しない。
- ・ 申込後に内定先の決定、就職予定先の変更など、就職に関する本書の申告事由に変更があったときは、至急、大阪弁護士会司法修習委員会事務局(担当: 電話06-6364-1684)へ連絡すること。

年 月 日

1. 募集条件、遵守事項に同意したうえで、上記のとおり申し込みます。
2. 全国プログラムを申し込んだ理由

3. 私の司法研修所卒業後の就職予定先(内定段階を含む)は以下のとおりです。

- 法律事務所 … 弁護士会名 ()、事務所名 ()
- 企業 … 本社所在地 (都府県)、企業名 ()
- 任官希望 … 希望先 ()
- 現時点ではまだ決定(内定)していない。

住所 〒

氏名 印 居住地 ()

電話 メールアドレス

(別紙)

全国プログラム案内

A班		プログラムコード	プログラム名	修習場所	ページ
行政・立法機関	国	2101	法務行政修習	法務省	A - 1
		2102	参議院法制局修習	参議院法制局	A - 1
		2103	厚生労働省中央労働委員会審査実務修習	中央労働委員会事務局	A - 2
	自治体	2104	地方自治体修習	栃木市	A - 2
		2105	地方自治体修習	大津市	A - 3
		2106	地方自治体修習	新潟市	A - 3
	児相	2107	児童相談所における修習	名古屋市中央児童相談所	A - 4
		2108	児童相談所における修習	名古屋市西部児童相談所	A - 4
国際機関等	2201	国連機関修習	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日事務所	A - 5	
	2202	国連専門機関修習	国際労働機関 (ILO) 駐日事務所	A - 5	
	2203	国際協力 (法整備支援) 修習	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 本部、国内機関等 (東京)	A - 6	
	2204	国連機関修習	国際移住機関 (IOM) 駐日事務所	A - 6	
	2205	日本弁護士連合会国際室における修習	日本弁護士連合会	A - 7	
福祉機関	2301	社会福祉協議会修習	練馬区社会福祉協議会	A - 7	
	2302	社会福祉協議会修習	豊中市社会福祉協議会	A - 8	
	2303	社会福祉協議会修習	山形市社会福祉協議会	A - 8	
	2304	社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	A - 9	
	2305	社会福祉協議会修習	宝塚市社会福祉協議会	A - 9	
民間企業	2401	企業修習	ヤフー株式会社	A - 10	
	2402	企業修習	パナソニック株式会社 本社	A - 10	
	2403	企業修習	パナソニック株式会社 グローバル調達社	A - 11	
	2404	企業修習	九州旅客鉄道株式会社	A - 11	
	2405	企業法務修習	両備ホールディングス株式会社	A - 12	
	2406	企業修習	東日本旅客鉄道株式会社	A - 12	
	2407	企業内法務実務修習	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社	A - 13	
裁判所	2501	最高裁判所修習	最高裁判所	A - 13	
	2502	地裁知的財産権部修習 (東京)	東京地方裁判所民事部	A - 14	
	2503	地裁知的財産権部修習 (東京)	東京地方裁判所民事部	A - 14	
	2504	地裁知的財産訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	A - 15	
	2505	地裁知的財産訴訟部修習 (大阪)	大阪地方裁判所第21民事部・第26民事部	A - 15	
法律事務所	知財	2601	知財事務所修習 (東京)		A - 16
		2602	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	A - 16
		2603	知的財産事務所修習 (大阪)	小松法律特許事務所	A - 17
		2604	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人関西法律特許事務所	A - 17
		2605	知的財産事務所修習 (大阪)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	A - 18
	涉外	2606	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人大江橋法律事務所	A - 18
		2607	涉外事務所修習 (大阪)	岡田春夫綜合法律事務所	A - 19
		2608	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人オルビス	A - 19
		2609	涉外事務所修習 (大阪)	法円坂法律事務所	A - 20
		2610	涉外事務所修習 (大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	A - 20

法律事務所	涉外	2611	涉外事務所修習(大阪)	岡田春夫綜合法律事務所	A - 21
		2612	涉外事務所修習(大阪)	北浜法律事務所・外国法共同事業	A - 21
		2613	涉外事務所修習(大阪)	大阪国際綜合法律事務所	A - 22
		2614	涉外事務所修習(大阪)	弁護士法人御堂筋法律事務所	A - 22
	大規模・企業法務	2615	大規模事務所修習		A - 23
		2616	大規模事務所修習		A - 23
		2617	大規模事務所修習		A - 24
		2618	大規模事務所修習		A - 24
		2619	企業法務修習		A - 25
		2620	企業法務修習		A - 25
	法テラス	2621	法テラス中規模型事務所修習	法テラス茨城法律事務所	A - 26
		2622	法テラス中規模型事務所修習	法テラス静岡法律事務所	A - 26
		2623	法テラス中規模型事務所修習	法テラス福岡(前半6日間)法テラス北九州(後半4日間)	A - 27
		2624	法テラス小規模型事務所修習	法テラス沼津法律事務所	A - 27
		2625	法テラス小規模型事務所修習	法テラス浜松	A - 28
		2626	法テラス小規模型事務所修習	法テラス阪神法律事務所	A - 28
		2627	法テラス小規模型事務所修習	法テラス奈良法律事務所	A - 29
		2628	法テラス小規模型事務所修習	法テラス滋賀法律事務所	A - 29
		2629	法テラス小規模型事務所修習	法テラス三重	A - 30
		2630	法テラス小規模型事務所修習	法テラス岐阜法律事務所	A - 30
		2631	法テラス小規模型事務所修習	法テラス山口法律事務所	A - 31
		2632	法テラス小規模型事務所修習	法テラス島根法律事務所	A - 31
		2633	法テラス小規模型事務所修習	法テラス沖縄	A - 32
		2634	法テラス小規模型事務所修習	法テラス秋田法律事務所	A - 32
		2635	法テラス小規模型事務所修習	法テラス青森法律事務所	A - 33
		2636	法テラス小規模型事務所修習	法テラス函館法律事務所	A - 33
		2637	法テラス小規模型事務所修習	法テラス旭川法律事務所	A - 34
		2638	法テラス小規模型事務所修習	法テラス釧路	A - 34
		2639	法テラス小規模型事務所修習	法テラス香川	A - 35
		2640	法テラス小規模型事務所修習	法テラス徳島法テラス徳島法律事務所	A - 35
		2641	法テラス小規模型事務所修習	法テラス高知法律事務所	A - 36
2642		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス秩父法律事務所	A - 36	
2643		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス牛久	A - 37	
2644		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス下田法律事務所	A - 37	
2645		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス佐渡	A - 38	
2646		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス可児法律事務所	A - 38	
2647		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス魚津	A - 39	
2648		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス倉吉法律事務所	A - 39	
2649		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス浜田法律事務所	A - 40	
2650		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス五島法律事務所	A - 40	
2651		法テラス過疎地型事務所修習	法テラス対馬法律事務所	A - 41	

法律事務所	法テラス	2652	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス平戸法律事務所	A - 41
		2653	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス雲仙法律事務所	A - 42
		2654	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス奄美法律事務所	A - 42
		2655	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス宮古島	A - 43
		2656	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス鹿角	A - 43
		2657	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス八雲法律事務所	A - 44
		2658	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス須崎	A - 44
		2659	法テラス過疎地型事務所修習	法テラス中村	A - 45
		2660	法テラス扶助・国選型事務所修習	法テラス熊谷法律事務所	A - 45
		2661	法テラス扶助・国選型事務所修習	法テラス佐世保法律事務所	A - 46
		公設事務所等	2662	公設事務所等修習	弁護士法人東法律事務所(旧・気仙沼ひまわり基金法律事務所)
	2663		公設事務所修習	釜石ひまわり基金法律事務所	A - 47
	2664		公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	A - 47
	2665		公設事務所等修習	相馬ひまわり基金法律事務所	A - 48
	2666		公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所(旧ひまわり基金法律事務所)	A - 48
	2667		公設事務所等修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所(旧ひまわり基金法律事務所)	A - 49

A 班(修習地が東京(立川を含む。)、横浜、さいたま、千歳、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山)										
コード	プログラム名	場 所	期 間	専従人数	修習内容	募集条件	報 告 期	その他(内容等の留意点など)	開校日の 集合日時、場所	片道研修レポートを 提出する修習生の 割合(修習生が研修期間 の長短)
2101	法務行政修習	法務省	10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	35	法務省の組織を知るとともに、各府県がどのような役割を果たし、どのように連携して法務行政が運営されているかを学ぶ。 法務省各府県職員による法務行政に関する講義、同演習・視察施設見学など。	なし。 ただし、応募者が専従人数を超えた場合は抽選とする。	なし	【集合先】 法務省大臣官舎人事課 供養官人事第一課 (03-3580-4111内線 2124) ※法務省から施設見学先への移動に必要な交通費等は、自己負担とする。	【集合日時】 10月5日(月) 午前9時30分 【集合場所】 東京都千代田区霞が 関1-1-1 最高検庁舎大会議室 ※司法修習生の身分証明書を持参すること。	有 (10月上旬から中旬までの間)
2102	伊勢司法制度修習	伊勢司法制度局	10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)	1	法廷実習(法廷審の形成、立法技術、立法過程等)についての講義、具体的な職業立法の立案等の事例の検討、関係資料の作成等	1法廷実習について関心を有し、意欲的に取り組むこと 2修習に当たり、研修費等についての誓約書と提出すること	1履修書 2志願書(研修費明細書)	研修費 (03-5621-7730)	集合日時：10月26日 午前9時 集合場所：伊勢司法制度局研修室	有

A-1

コード	プログラム名	場 所	期 間	専従人数	修習内容	募集条件	報 告 期	その他(内容等の留意点など)	開校日の 集合日時、場所	片道研修レポートを 提出する修習生の 割合(修習生が研修期間 の長短)
2103	厚生労働省中央労働委員会等立憲研修	中央労働委員会事務局	10月12日(月)～ 10月19日(金) (1週間)	4	不当労働行為審査手続のうち、既述(既修)のためのものを除く。本研修の修習及びそれに関連する事件取組の概要のほか、命令原案審判の作成、不当労働行為審査制度及びその平等等に関する原典など	大学もしくは法科大学院において労働法を履修した者、又は合格した司法試験論文式試験の選択科目について労働法を選択した者	1履修書(写真添付) 2中央労働委員会での修習を希望する理由及び労働法に関する履修状況等を記載した書面(1200字程度)	中央労働委員会事務局研修室 (電話03-5403-2162)	10月12日午前9時30分 事務局研修室 (東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会本部 5階)	有
2104	地方自治体修習	栃木市	10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)		自治体職員を以て、行政実務における法曹資格者に対する法的ニーズを学ぶため、次の課題について修習する。 ・弁護士資格を有する任期付き職員とともに行う庁内の法律相談業務 ・条例、規則などの例規制定業務など	なし	履修書	研修費研修費 文書法提供 (電話0732-21-2240)	集合日時：10月26日 午前9時30分 集合場所：栃木市研修研修施設	有

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	備 考	その他(内容等の留意点など)	開 始 日 時、場 所	片道中レポートを提出する事柄の有無(修習予定の指定時間の目安)	
2126	地方自治体講習	大津市	11月5日(月)～11月9日(金) (1週間)	1	自治体における法的紛争の解決方法を修習する。 具体例 日育の現場における法的紛争解決に係る実務人等官制的な法的紛争	大津市と利害関係がある方は、御遠慮ください。	特になし		自治体人事課 担当 森下 TEL 077-624-2711	集合日時：10月8日 午前8時30分 集合場所：大津市役所本館2階人事課	無
2108	地方自治体講習	新田町	10月19日(月)～10月25日(金) (1週間)	1	地方行政において法曹資格者が関わる業務を体験し、地方行政における法的ニーズを学ぶ。 (法務担当部長、債権管理担当部長、児童相談所での業務体験など)	・自治体業務における法曹資格者の役割に興味があり、意欲的に取り組む者 ・実習を補完して「地方行政における法的ニーズについて」のレポート(14用紙:枚数)を自治体へ提出できる者	・お泊り由書(自治体での修習で学びたいことを含む)を提出。 ・決定後に、守秘義務等についての誓約書を提出すること。		連絡先 人事総務課 (電話 026-226-2492)	日時：10月19日(月) 午前9時 場所：新田町役所本館3階総務課人事課	無

A-3

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	備 考	その他(内容等の留意点など)	開 始 日 時、場 所	片道中レポートを提出する事柄の有無(修習予定の指定時間の目安)	
2107	児童相談所における修習	名古屋市中央児童相談所	10月5日(月)～11月9日(金) (1週間)	1	児童相談所における福祉行政(助成金と法務)における各種体制	・子どもの権利を守る仕事に高い興味があること	・履歴書 ・小論文(児童福祉における法曹の役割について) ・2000字程度 ・書式決定無し		名古屋市中央児童相談所 相談課 徳本佳子 (TEL 262-757-6111)	10月5日(月) 午前8時40分 名古屋市中央児童相談所1階ロビー	有 (プログラム実施の1, 3, 3か月後)
2128	児童相談所における修習	名古屋市西部児童相談所	10月5日(月)～11月6日(金)までのうち修習する1週間(月曜日始まり)	1	児童相談所の業務、虐待防止の業務について学ぶ(児童相談所に関する保護、家事審判(附日)や司法書士の業務、家庭訪問(附日)、一時保護所、施設見学、関係機関の会議の出席など(日曜の場合)上実施できないこともある)。	児童相談所の業務や児童虐待に興味がある者	1週間修習、2泊3日の修習(A、1泊2日、3泊3日とする期間(月曜日から始まる1週間))		主幹(弁護士) 松ヶ山裕子 (電話：362-585-3231)	集合場所：開始日午前8時45分 集合場所：名古屋市西部児童相談所	有 (プログラムの実施前)

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	報 道 費	その他(内容等の留意点など)	開始日の 集合日時、場所	片道航空レポートを 提出する等の 可成りの負担 (応募手段の指定時期 の留意)
2201	国際機関修習	国際機関修習 併設日本語所 (ILO) 駐日事務 所	10月5日(月)～ 10月23日(金) (3週間)	1	雇員保護およびILOの活動に 関する基礎研修の他、ILOの活動 対象者に関する国内外の裁判例 や出身国事情などの調査・分析な どを通じて、雇員保護やILOの 活動について理解する。	入道、雇員保護に関心ある 方、英語に堪能な方、Mi crosoft Word、E xcelを含む基礎的なコン ピュータ技術をお持ちの方、 UNHCRによる筆記試験及 び面接試験を受けられる方	市原節枝、長瀬善夫 ILO/UNHCR Personal History Form (https://www.unhcr.org/how-to-apply.html)を英語 で提出してくださ い。留学費用決定状 書の提出がなければ書 いてください。留学 費用決定書の提出が できず戻金があればそ ちらも郵送してください。	内容等に関するご質問 はILO/UNHCR Personal History Formがダウン ロードできない場合 は、ILO/UNHCR 駐日事務所法 務部 (03-3499-2075)にご電 話下さい。	10月5日(月)午前10 時 東京都港区南青山6- 10-11ウェスレーセ ンター UNHCR 駐日事務 所法務部	有 (貸前(修習開始 後、但し本人の意向 を尊重する。))
2202	国際専門機関 修習	国際労働機関 (ILO) 駐日事務 所	10月5日(月)～ 10月23日(金) (3週間)	1	ディーセント・ワーク(働きが いのある人間らしい仕事)を中心 として、国際労働機関(ILO)の活 動内容全般について理解を深め る。国際労働基準、ディーセント・ ワークの概念、「仕事の未 来」、サブプライムにおける 労働者保護を日本国内で普及させ るための広報活動の活動や、世界 におけるディーセント・ワークに 関連する日本の労働法に関する 情報収集及び報告の作成、等の 研修活動を通じて、国際機関の仕 事に就ける。	労働法、国際労働基準に関 心をもつ、大学あるいは技術 専門学校において労働法を履修 した方。一定の英語力 (TOEIC60点、TOEFL iBT96 点相当以上)を有する方。 WORD、EXCEL、パワーポ イントを含む基礎的なコン ピュータ技術を持っている 方。 ILO 駐日事務所による書類 審査・面接インタビューを 経て、決定後は、インターン シップに関する覚書(原本別 紙)に署名する等、ILOのイン ターンシップに関するルール を遵守する。	経歴書(日本語)及び TOEIC/TOEFLの点 数を記載した証明書 を提出し、最終的な 決定後に、最寄りの ILO 駐日事務所が 指定したILO 駐日事務 所(最近受 診したILO 駐日事務 所のコピー)。	ILO 駐日事務所 (03-5467-2701)	10月5日(月)午前9時 30分 渋谷区神宮前 5-33-70、田辺大 学本館ビル1階の奥 付で開講のILO 駐日事 務所に3時	有

A-5

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	報 道 費	その他(内容等の留意点など)	開始日の 集合日時、場所	片道航空レポートを 提出する等の 可成りの負担 (応募手段の指定時期 の留意)
2203	国際協力(法 務支援)修 習	独立行政法人 国際協力機構 (JICA)本部 国内機関等(東 京)	10月19日(月)～ 10月30日(金) (2週間)	3	我が国のODA事業と国際協力 機構(JICA)の業務目的と概要 を知るとともに、日本の法務文 化が、最高裁判所、法務省、日 弁士連合会、大学法科大学院採 取調などのように連携して実施・ 運営されているのかを学ぶ。 また、JICA国際協力専門員 (弁護士)・職員による法務支援 に関するガイダンスの受講、JICA が国際協力上において海外中 の法務文化と異なる事項(例一 般のOJTを通じ、国際協力及び 法務支援について理解を深め る。	(1) 国際協力及び法務支援 に関心をもつ者 (2) 一定の英語力を有する者 (TOEFL PBT550点程 度、IBT80点程度)が あれば、より効果的な研修が可 能。 研修に当たっては、誓約書を 提出すること。	(1) 経歴書(TOEFL、 TOEIC受験証 があるときはその点 数を記載し、提出す る) (2) 研修中の研修を 希望する理由(A4用紙 1枚程度)、法務支援 について学んだこと や、この研修に期待 することや今後のキ ャリアなどについて かきつけたものを (3) 研修先の弁護士 会からの承認書(提出 決定後)	独立行政法人国際協力 機構法務部・公共取 組推進部パナンスグル ープ法・司法チーム (03-5226-6923)	研修費フォアムの送 付と併せて、通って 決定書に対し、返答 します。	有
2204	国際機関修習	国際移民機関 (IOM) 駐日事務 所	10月5日(月)～ 11月4日(木) の間の週 研修する期間 を申請に記載 すること。		国際機関による日本において保 護・支援を必要とする移民 (外国人)のための様々な活動内容 に就けること。 日本の出入国管理政策・人身取 引対策・移民政策の現状と課題に 就けること。	移民保護に関心があること 英語力があること。 日本に在住する外国人の語 学のいすれかを話せばなお 良い。	原野守(日・英) 志摩正樹(日) 語学能力を証明する 書面	国際移民機関 駐日事務 所 (TEL 03-3595-2497, FAX 03-3595-2497)	修習開始日の午前10 時	有 (プログラム実施の2 か月前)

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	費 用	その他(内容等の都合等)	開 始 日 時、場 所	片道バスレポートを提出する等の可能な有無(修習終了後の修習時間の算入)
2205	日本赤十字社合会関東連合会における講習	日本赤十字社合会	10月22日(月)～10月23日(金)(2日間)	1	日本赤十字会における国際赤十字連盟としての海外赤十字会との関わりや、会員の国際活動支援などについて概説し、赤十字及び赤十字会の活動の国際的広がり等を学ぶ。	日本赤十字及び日本赤十字会員の国際活動に興味を有する者 英語によるコミュニケーション(読み書きを含む。)がある程度可能である者 決定後、申込書等についての誓約書を提出すること。	・昼食(500円) ・英語能力を不十分等(任意) ・市販健康補助書(44冊、日英いずれも可)	日本赤十字合会企業本部 〒100-0001 東京都千代田区千代田 (電話 03-3593-9741)	集合日時：10月22日 午前9時30分 集合場所：赤十字会館15階	○
2201	社会福祉協議会講習	群馬県社会福祉協議会	10月9日(金)～10月29日(木)の間に10日間あるいは15日間	1	社会福祉協議会における各種活動【ボランティア・地域福祉推進センター、障害者地域生活支援センター、福祉作業所(障害者就業・生活支援センター)、福祉介護センター、生活困窮者自立支援法に基づく支援センター等での社会福祉の推進について】	修習申込書、申込レポート(所定様式あり、A4サイズ1枚)を提出すること。 地域福祉に強い関心のある方。 所定申込時に希望の期間(12日間あるいは15日間)を申告する事。	別入庫(申込書44枚1枚)	群馬県社会福祉協議会 群馬県庁4階研修室 (電話 02-3592-6600)	修習確定後送って送付	○

A-7

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	費 用	その他(内容等の都合等)	開 始 日 時、場 所	片道バスレポートを提出する等の可能な有無(修習終了後の修習時間の算入)
2312	社会福祉協議会講習	急中市社会福祉協議会	10月5日(月)～10月18日(金)(2週間)	2	社会福祉協議会における各種活動(地域見守り活動、住民による何でも相談、サロン、コミュニティソーシャルワーカー事業、権利擁護事業等) 社会福祉協議会の事業内容については、ホームページで参照のこと。 http://www.toyanaka-shakyo.or.jp/	NHKの放映済みアーカイブスで急中市社会福祉協議会の活動を事前に確認しておくこと。 http://www.nhk.or.jp/ch11k1/media/Ida_id=C001501003_00003	なし	急中市社会福祉協議会 急中福祉会館 (電話 026-5343-1270)	12月5日(月) 9:45 急中市千代がブツデ	○
2323	社会福祉協議会講習	山形市社会福祉協議会	10月6日(月)～10月9日(金)(2週間)	1	社会福祉協議会の業務内容(障害者福祉と社会福祉の関わり)を学ぶ 8名参加者、専任講師、生活困窮者支援を通じて、福祉推進の視点を学ぶ 45年度見守りセンターの推進を学ぶ	社会福祉協議会で修習したい意向を既述できる方。	研修費(355円+100円税別)	山形市社会福祉協議会 023-574-0650	12月5日 午前8時30分～ 山形市社会福祉協議会にて	○

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	集 団 費	その他(内容等の優先など)	開 始 日 時、場 所	片 道 車 賃 以 上 の 特 別 運 賃 支 給 受 取 可 能 性 (特 別 運 賃 支 給 受 取 可 能 性 の 有 無)
2304	社会福祉協議会修習	高知市社会福祉協議会	10月8日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	社会福祉協議会実務事業の体験 ・成年後見サポートセンター事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・障害者相談支援事業 ・地域福祉推進事業	特にありません。 高知市社会福祉協議会の事業 に関心のある方	修習生の往復・志願 費のおかもの	高知市社会福祉協議会 共に生きる隊 088-856-5639	令和2年に事務所得 額が予定があり事務 所得が決定次第連絡 致します	無
2305	社会福祉協議会修習	宝塚市社会福祉協議会	① 10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間) ② 10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間) ※修習する期間 を申請書に記載 すること。	1	社会福祉協議会における各種体験 (特別支援事業、日常生活自立 支援事業、地域福祉推進事業、そ の他の事業にかかわる経験・施設見 学・業務見学・体験など)	なし	・経費 ・応募書 (A4用紙1枚・800字 程度)	宝塚市社会福祉協議会 (電話0797-68-5900)	集合日時：初日の午 前9時 集合場所：宝塚市社 会福祉センター	無

A-9

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	集 団 費	その他(内容等の優先など)	開 始 日 時、場 所	片 道 車 賃 以 上 の 特 別 運 賃 支 給 受 取 可 能 性 (特 別 運 賃 支 給 受 取 可 能 性 の 有 無)
2401	企業修習	ナフコ株式会社	11月4日(水)～ 11月13日(金) (約1週間)	1	当社採用面接における各種体験 (法務相談、就業説明、研修等)	特になし	特になし	ローボレット技術講座 本邦法律本館	午前10時 18分受付	無
2402	企業修習	パナソニック株式会社 本社	10月6日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	組織運営、契約、法務相談、研 修・研修、コンプライアンス教育 等を主とした企業法務の実習	特になし	研修費用(食事費 別、200千程度まで)	法務・コンプライア ンス本部 法務部 担当：[REDACTED]	10月6日(月)午前10 時 パナソニック株式会 社 本社 大阪府門真市大字門 真1052番地	無

コード	プログラム名	場所	期日	参加人数	修習内容	募集条件	届出書	その他(内容等の概要など)	開催日の集合日時、場所	片道10キロメートルを超える距離の研修を受ける者(研修手当の支払時期の指定)
民間企業 2403	企業修習	パナソニック株式会社 グローバル調達社	10月6日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	1	社章に関わる取引基本契約、手続に関する、コンプライアンス推進活動(教育ルール、贈答品等)、電子入管理業務を通じた企業法務の実際	特になし	任意届出書(不式自由、500字程度まで)	グローバル調達社 法務部 専任法務課 (e1: [redacted]) 電話: [redacted]	集合日時: 10/5(月)午前8時 集合場所: 大阪市中央区北浜東 4番35号 北浜ネクスビル3階 5号 (グローバル調達社)	無
民間企業 2404	企業修習	九州旅客鉄道株式会社	10月12日(月)～ 10月16日(金) (1週間)	1	法務担当部署における各社体法(契約審査、契約ビジネスに関するリーガルチェック及び文庫リサーチ・リスクマネジメント体制の構築手法等)	なし	なし	人事課(任允・給与) (電話092-474-2761)	集合日時: 10月12日午前9時 集合場所: JR九州本社 7F受付	無

A-11

コード	プログラム名	場所	期日	参加人数	修習内容	募集条件	届出書	その他(内容等の概要など)	開催日の集合日時、場所	片道10キロメートルを超える距離の研修を受ける者(研修手当の支払時期の指定)
民間企業 2405	企業法務修習	両備ホールディングス株式会社	10月26日(月)～ 10月31日(金) (1週間)	1	法務担当部署における各社体法(契約審査、契約ビジネスに関するリーガルチェック及び文庫リサーチ・リスクマネジメント体制の構築手法等)	企業法務に異業があり、周知と自薦して修習を行える人	任意届出書(A4用紙1枚程度)	法務リスクマネジメント課(098-232-2177)	集合日時: 10月28日午前8時45分 集合場所: 両備ビル4階	無
民間企業 2406	企業修習	東日本旅客鉄道株式会社	10月19日(月)～ 10月23日(金) (1週間)	2	・法務担当部署における各社体法(契約審査、契約ビジネスに関するリーガルチェック及び文庫リサーチ・リスクマネジメント体制の構築手法等) ・法務以外の部署における各社体法(西社法政見学、グループ会社訪問等)	当社事業に関心のある方又は専業主婦の法務部門の業務に関心のある方	届出書(不式自由)及び以下のいずれかの小冊子 ①「当社事業に関するお気づきの点又は関心のある事項(法務関係事項を含む)」 ②「専業主婦の法務部門(企業法務)が果たすべき役割」(A4用紙3枚程度)	電話・他部署担当 法務ユニット(法務企画部) [redacted]	集合日時: 10月19日 午前9時20分 集合場所: 東日本旅客鉄道株式会社本社ビル(新館)	有 (プログラム実施の約1か月後)

コード	プログラム名	場所	開催期間	募集人数	修習内容	募集条件	主催者	その他(内容等の優先など)	開会日時、場所	片道50キロメートルを走る等運動の可能な有無(修習予定の曜日・時間の目安)
民間企業	2407 企業内法務実務修習	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社		6名位				ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社	日時：[不明]	無
裁判所	2501 最高裁判所修習	最高裁判所	10月21日(水) (1日)	10	最高裁判所の庁舎見学、最高裁判所調査官(民事・刑事)による講義、記録検討、最高裁判事による講義等	なし	申込書類を記載した希望理由書(A4・1〜2枚)	最高裁判所裁判部第二総務事務室裁判防犯係 03-3264-8573	10月21日(水) 午前9時15分 最高裁判所 (集合場所は、修習組定数、追って通知する。)	無

A-13

コード	プログラム名	場所	開催期間	募集人数	修習内容	募集条件	主催者	その他(内容等の優先など)	開会日時、場所	片道50キロメートルを走る等運動の可能な有無(修習予定の曜日・時間の目安)
裁判所	2502 地裁知的財産権前修習(東京)	東京地方裁判所民事部	10月5日(月)〜 10月16日(金) (2週間)	20	東京地裁知財部における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、メモ(サマリー)の作成、法廷傍聴、弁論準備手続傍聴、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許庁見学(半日)及び知財高裁における記録検討、法廷傍聴等(2日間)	1次学若しくは法科大学院において知的財産権法関係の講義を受講し、単位を取得した者。2司法試験において知的財産法を選択した者。又は3知的財産権法に高い関心を持っており、知的財産権法に関わる知識・技法を修得する意欲のある者。※1ないし3の番号を申込書に明記すること。※応募者が募集人数を超えた場合は抽選とする。※抽選の結果、落選した者に対し、コード2503への変更希望の有無について、別途調査することがある。	募集条件3の場合には、修習期間中は知的財産権法関係で関心を持っている分野等、知的財産権法に関わる知識等の修得を志す理由をA4用紙1枚程度にまとめて提出すること。その他は、追って受審者に対し通知する。(単位の証明等は不要)	東京地方裁判所総務課庶務第二係(電話03-3551-2291ダイヤルイン)	10月5日(月) 午前9時10分 東京地方裁判所研修室(9階南側)	無
裁判所	2503 地裁知的財産権前修習(東京)	東京地方裁判所民事部	11月2日(月)〜 11月13日(金) (2週間)	20	東京地裁知財部における知財事件の記録検討、判例・学説の調査、メモ(サマリー)の作成、法廷傍聴、弁論準備手続傍聴、ケース研究、知的財産権事件についての講義(半日)、特許庁見学(半日)及び知財高裁における記録検討、法廷傍聴等(2日間)	1次学若しくは法科大学院において知的財産権法関係の講義を受講し、単位を取得した者。2司法試験において知的財産法を選択した者。又は3知的財産権法に高い関心を持っており、知的財産権法に関わる知識・技法を修得する意欲のある者。※1ないし3の番号を申込書に明記すること。※応募者が募集人数を超えた場合は抽選とする。※抽選の結果、落選した者に対し、コード2502への変更希望の有無について、別途調査することがある。	募集条件3の場合には、修習期間中は知的財産権法関係で関心を持っている分野等、知的財産権法に関わる知識等の修得を志す理由をA4用紙1枚程度にまとめて提出すること。その他は、追って受審者に対し通知する。(単位の証明等は不要)	東京地方裁判所総務課庶務第二係(電話03-3551-2291ダイヤルイン)	11月2日(月) 午前9時10分 東京地方裁判所研修室(9階南側)	無

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	報 出 書 類	その他(内容等の概要など)	開校日の 集合日時、場所	月曜日から土曜日まで の研修時間 (研修予定の曜日時間 の表記)
知財 2603	知的財産事務所 研修(大阪)	小松法律事務所	20月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1.当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と保集中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と保集中のときも、同様とする。 2.法科大学院において知財関係領域を履修し、単位を取得した者又は司法試験において知財関連法を履修した者	知的財産関係事務の履修証明書	大阪市北区中之島2-3-3 大阪中之島ビル6階 担当：小松隆一郎弁護士 TEL：06-6221-3355	日時： 10月6日午前10時 場所： 事務所受付	※
知財 2604	知的財産事務所 研修(大阪)	弁護士法人関西法律事務所	10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1.当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と保集中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と保集中のときも、同様とする。 2.法科大学院において知財関係領域を履修し、単位を取得した者又は司法試験において知財関連法を履修した者	知的財産関係事務の履修証明書	大阪府中央区北浜3-5-23 小寺プラザ12階 担当：田上伸平弁護士 TEL：06-6281-3210	日時： 10月12日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の 期間)

A-17

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	報 出 書 類	その他(内容等の概要など)	開校日の 集合日時、場所	月曜日から土曜日まで の研修時間 (研修予定の曜日時間 の表記)
知財 2605	知的財産事務所 研修(大阪)	弁護士法人関西法律事務所 山本合同	10月28日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	1	いわゆる「知的財産事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習	1.当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と保集中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と保集中のときも、同様とする。 2.法科大学院において知財関係領域を履修し、単位を取得した者又は司法試験において知財関連法を履修した者	知的財産関係事務の履修証明書	大阪府中央区北浜3-5-13 日土地産ビル 担当：原川義人弁護士 TEL：06-6202-3355	日時： 10月28日午前10時 場所： 事務所受付	※
知財 2606	知財事務所 研修(大阪)	弁護士法人大江法律事務所	10月5日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	1	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に接することを主眼とした修習(英米法関係・中国法関係)	1.当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と保集中のときは、当該修習生を受入れない。なお、受入れ内定以降に、上記知財事件が発生したときは、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。受入れ内定時に、修習生の就職予定事務所等が未定で、その後決定した就職先と保集中のときも同様とし、当該修習生を受入れの上、当該事件は修習対象から除外する。 2.英米又は中国語を扱うのが旨にならない程度の語学力があること。	なし	大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階 担当：平野孝志弁護士 TEL：06-5208-1406	日時： 10月5日午前10時 場所： 事務所受付	※

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	備 考	その他(内事等の履修状況など)	開校日の 集合日時、場所	片道航空リポートル を履修する者の 有無(修習予定の履修時期 の記載)
2607	伊外事務所修習(大阪)	岡田幸夫総合法律事務所	10月6日(月)～10月16日(金) (3週間)	2	いわゆる「伊外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関することを主眼とした修習(英米法関係)	1.当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2.英語の読解力があること。	英語を履修のに苦にならない程度の読解力があることの証明する書類	大阪市北区堂島3-2-1 淀川5番館7階 担当：岡田幸夫弁護士 TEL：06-6374-5357	日時： 10月6日午後10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の 記載)
2608	伊外事務所修習(大阪)	弁護士法人オムニス	10月6日(月)～10月16日(金) (3週間)	2	いわゆる「伊外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関することを主眼とした修習(韓亞法関係)	1.当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2.韓国語の伊外に関心があること。	なし	大阪市中央区南船場1-10-10 大阪国本ビル6階 担当：佐 藤 弁護士 TEL：06-6254-2576	日時： 10月6日午後10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の 記載)

A-19

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	備 考	その他(内事等の履修状況など)	開校日の 集合日時、場所	片道航空リポートル を履修する者の 有無(修習予定の履修時期 の記載)
2609	伊外事務所修習(大阪)	法内版法律事務所	10月5日(月)～10月16日(金) (3週間)	1	いわゆる「伊外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関することを主眼とした修習(中国法関係)	1.当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2.中国語で日英会話ができる程度の読解力があること。	なし	大阪市中央区東大橋2-1-19 森野八木ビル6階 担当：中島宏治弁護士 TEL：06-6944-1271	日時： 10月5日午後10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の 記載)
2610	伊外事務所修習(大阪)	弁護士法人御堂法律事務所	10月5日(月)～10月16日(金) (3週間)	2	いわゆる「伊外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関することを主眼とした修習(英米法関係)	1.当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と係争中のときは、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と係争中のときも、同様とする。 2.英検準1級程度、TOEFL(157)85点以上又はTOEIC780点以上の読解力を有すること。	英語検1級程度 TOEFL(157)85点以上 又はTOEIC780点以上の 読解力を有すること を証明する書類	大阪市中央区南船場4-3-11 大阪皇田ビル 担当：栗田勉弁護士 TEL：06-4251-7265	日時： 10月5日午後10時 場所： 事務所受付	有

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	報 道 書 類	その他(内容等の履修状況など)	開講日の 集合日時、場所	片道研修レポート を提出する研修 の修習期間 (研修予定の開始時期 の記載)
2511	渉外事務所修習(大阪)	岡田幸夫総合法律事務所	10月16日(月)～ 10月30日(金) (2週間)	2	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関することを主眼とした修習(実務法固保)	1)当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と保集中の上、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と保集中のときも、同様とする。 2)英語の読解力があること。	英語を修むのに資にならない程度の語学力があることの証明する書類	大阪市北区豊崎3-2-1 2511(豊崎7階) 担当：岡田幸夫弁護士 TEL：06-6374-6357	日時： 10月19日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の 直前)
2512	渉外事務所修習(大阪)	北浜法律事務所・外務法共同事業	10月26日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	1	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関することを主眼とした修習(実務案件)	1)当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と保集中のときも、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と保集中のときも、同様とする。 2)TOEFL(IBT)85点以上又はTOEIC780点以上の語学力を有すること。	TOEFL(IBT)85点以上又はTOEIC780点以上の学力を有することを証明する書類	大阪市中央区北浜1-6-16 大阪証券取引所ビル 担当：児玉英史弁護士 TEL：06-6202-1088	日時： 10月29日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の 直前)

A-21

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	報 道 書 類	その他(内容等の履修状況など)	開講日の 集合日時、場所	片道研修レポート を提出する研修 の修習期間 (研修予定の開始時期 の記載)
2513	渉外事務所修習(大阪)	大阪国際総合法律事務所	10月28日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	2	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関することを主眼とした修習(実務法固保)	1)当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と保集中のときも、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と保集中のときも、同様とする。 2)英語、渉外事件に興味があること。	なし	大阪市西区本町1-6-10 本町西井ビル4階 担当：松岡伸典弁護士 TEL：06-4446-1123	日時： 10月28日午前10時 場所： 事務所受付	有 (プログラム実施の 直前)
2514	渉外事務所修習(大阪)	弁護士法人朝庭法律事務所	10月28日(月)～ 11月6日(金) (2週間)	2	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に関することを主眼とした修習(実務法固保)	1)当事務所が、修習生の就職予定事務所・企業と保集中のときも、当該修習生を受入れの上、当該事件を修習対象から除外する。申込時に修習生の就職予定事務所等が未定で、その後に決定した就職先と保集中のときも、同様とする。 2)英語1級程度。 TOEFL(IBT)85点以上又はTOEIC780点以上の語学力を有すること。	英語1級程度。 TOEFL(IBT)85点以上又はTOEIC780点以上の学力を有することを証明する書類	大阪府中央区南船場4-3-11 大塚豊田ビル 担当：村上 拓弁護士 TEL：06-6251-7286	日時： 10月28日午前10時 場所： 事務所受付	有

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	証 書 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道20キロメートルを超える範囲の募集地の有無(修習予定の集合時間の目安)
大規模・企業法務 2615	大規模事務所 修習		10月6日(月)～ 10月16日(金) (2週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁理士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	修習生の就職予定先が当事務所の相手方になっていないこと。	履歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)		日時：午前12時 場所：[]	無
大規模・企業法務 2616	大規模事務所 修習		10月19日(月)～ 11月23日(金) (5週間)	3	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁理士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	修習生の就職予定(内定)先が当事務所と競争中の関係にないこと。	履歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)		日時：午前12時 場所：[]	無

A-23

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	証 書 類	その他(内容等の照会先など)	開始日の 集合日時、場所	片道20キロメートルを超える範囲の募集地の有無(修習予定の集合時間の目安)
大規模・企業法務 2617	大規模事務所 修習		10月13日(火)～ 10月16日(金) (3週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁理士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	内定先又は就職活動中の先があれば事前に申し出ること。	履歴書(内定先・就職活動中の先があれば明記)・応募理由書		日時：午前9時 場所：事務所受付	無
大規模・企業法務 2618	大規模事務所 修習		10月12日(月)～ 10月23日(金) (2週間)	2	いわゆる「大規模事務所」における日常的な弁理士業務の態様、業務内容に接することを主眼とした修習	内定先が内定している場合には、事前に申し出ること。	履歴書(就職予定先が決まっている場合は明記のこと)		日時・場所：追って連絡	無

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	備 考	その他(内容等の留意点など)	開 始 日 時、場 所	片道20キロメートルを往復する事による交通費の負担(修習年度の認定時期の留意点)
大塚・企業法務 2619	企業法務修習		10月19日(月)～ 10月23日(金) (5日間)	1	いわゆる「企業法務」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に携することを主眼とした修習	内定先があれば申し出ること。	履歴書		日時：午後10時 場所：事務所受付(6階)	51
大塚・企業法務 2620	企業法務修習		10月19日(月)～ 10月23日(金) (5日間)	1	いわゆる「企業法務」を扱う法律事務所での日常的な弁護士業務及び事件処理に携することを主眼とした修習	①前修習生(法律事務所の場合は依頼者を含む)と同等所又はその依頼者との間に係争関係がないこと ②TOEIC800点以上又はそれに相当する実務力があること	実務力を証明する書類、経歴書(前修習生が決定している場合は明記のこと)		日時：午後10時 場所：事務所受付	52

A-25

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	備 考	その他(内容等の留意点など)	開 始 日 時、場 所	片道20キロメートルを往復する事による交通費の負担(修習年度の認定時期の留意点)
法テラス 2621	法テラス中規模型事務所修習	法テラス茨城法律事務所	10月28日(月)～ 11月6日(金) (5日間)	1	■若手弁護士の法律事務 ■事務所支援業務 ■民事法律扶助業務 ■法テラス等支援業務 ■法テラス等支援業務 ■司法通達対策業務 ■その他 【事務所の特色】 扶助型対応事務所、団体機関からの案件を受けての司法ソーシャルワークも広く行っている。 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	法テラス実績を志望した理由 2研修で何を学びたいか 以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常務弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 担当者：■■■■■■■■■■ 電 話：■■■■■■■■■■	10月28日(月)9時 場所：法テラス茨城法律事務所	有 (プログラム実施の要あり)
法テラス 2622	法テラス中規模型事務所修習	法テラス静岡法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (5日間)	B型 A型 合わせて1人	■若手弁護士の法律事務 ■事務所支援業務 ■民事法律扶助業務 ■法テラス等支援業務 ■法テラス等支援業務 ■司法通達対策業務 ■その他 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介 2応募理由 3法テラス静岡法律事務所での何を学びたいか 以上をA4判2～3枚程度にまとめて提出してください。	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常務弁護士総合企画課 電話：■■■■■■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス静岡法律事務所 静岡市東区奥原町2-1-1 礼の杜ビル6階 担当者：弁護士■■■■■■■■■■ 電 話：053323-5404	10月5日(月) 午前9時30分 場所：法テラス静岡法律事務所 (静岡市東区奥原町2-1-1 礼の杜ビル6階)	53

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の留意点など)	集合同日の集合同時、場所	片道電子レポートを提出する等の必要な事項(修習手続の留意事項の留意点)
法テラス	2623 法テラス中規模型事務所修習	法テラス福岡(修習6日間) 法テラス九州(後半4日間)	10月5日(月)～10月16日(金)(6日間)	2	<ul style="list-style-type: none"> ■前掲弁護士法の法律事務 □債権回収業務 □民事法律扶助業務 □民事法律事務所運営業務 □民事法律事務文書業務 □司法試験対策業務 □その他(関係機関連携) <p>※実施可能なプログラムは、募集リチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 1法テラス福岡・九州を希望した理由(2研修で何を学びたいか) 以上の点についてA4判1枚程度にまとめて提出してください。 	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 法テラス福岡支所 〒812-8585 福岡市中央区基元2-14-12(南天神ビル4F) 電話：[]</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス福岡法律事務所 〒812-8585 福岡市中央区基元2-14-12(南天神ビル4F) 担当：弁護士 [] 電話：[]</p>	<p>10月8日(月) 9時30分</p> <p>場所：法テラス福岡法律事務所 (福岡市中央区基元2-14-12(南天神ビル4F))</p> <p>※受入決定後、必ず法テラス福岡法律事務所に連絡を入れ、決定期間を自分で確認してください。</p>	有 (プログラム実施の1週間前)
法テラス	2624 法テラス小規模型事務所修習	法テラス相模法律事務所	10月12日(月)～10月19日(金)(1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> ■前掲弁護士法の法律事務 □債権回収業務 □民事法律扶助業務 □民事法律事務所運営業務 □民事法律事務文書業務 □司法試験対策業務 □その他 <p>【事務所の特色】 法テラス相模(法テラス支所センター、自立行政支援センター)との連携を中心とした司法活動を行っている。</p> <p>※実施可能なプログラムは、募集リチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 1自己紹介 2法テラス相模を希望する理由 <p>以上の点についてA4判1枚程度にまとめて提出してください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 法テラス相模支所 〒252-0292 相模原市中央区三軒町1-11 電話：[]</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス相模法律事務所 〒252-0292 相模原市中央区三軒町1-11 担当：弁護士 [] 電話：[]</p>	<p>10月12日(月) 午前9時30分</p> <p>場所：法テラス相模法律事務所(相模原市三軒町1-11)</p> <p>※初日の集合時間、場所は、受入決定後、法テラス相模法律事務所に連絡を入れて確認してください。</p>	無

A-27

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の留意点など)	集合同日の集合同時、場所	片道電子レポートを提出する等の必要な事項(修習手続の留意事項の留意点)
法テラス	2625 法テラス小規模型事務所修習	法テラス松城	10月5日(月)～10月9日(金)(1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> ■前掲弁護士法の法律事務 □債権回収業務 □民事法律扶助業務 □民事法律事務所運営業務 □民事法律事務文書業務 □司法試験対策業務 □その他 <p>※実施可能なプログラムは、募集リチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 1本理由(例：法テラス松城での修習を希望するの)をA4判1枚以内で提出すること 	<p>【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 法テラス松城支所 〒252-0292 相模原市中央区三軒町1-11 電話：[]</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス松城法律事務所 〒252-0292 相模原市中央区三軒町1-11 担当：弁護士 [] 電話：2603363-6468</p>	<p>受入決定期間の初日 午前9時30分</p> <p>集合同所：法テラス松城法律事務所(相模原市中央区1-11イースタージュ松城2F)</p> <p>※受入決定後、必ず法テラス松城法律事務所に連絡を入れ、決定期間を自分で確認してください。</p>	有 (プログラム実施の1か月前)
法テラス	2626 法テラス小規模型事務所修習	法テラス阪神法律事務所	以下のいずれか1週間 (1) 10月5日(月)～10月9日(金) (2) 10月12日(月)～10月16日(金)	1	<ul style="list-style-type: none"> ■前掲弁護士法の法律事務 □債権回収業務 □民事法律扶助業務 □民事法律事務所運営業務 □民事法律事務文書業務 □司法試験対策業務 □その他 <p>【事務所の特色】 当事務所では家事、民事、債権回収、刑事など様々な事件を取り扱っていますが、特にDV等の対応に関する案件や不審児童事件を取り扱うことが期待されています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、募集リチェックボックス(■)を参照</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 1自己紹介 2法テラス阪神を希望する理由 <p>以上の点をA4判1枚程度に記述の上、ご提出ください。</p>	<p>【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 法テラス阪神支所 〒650-0001 神戸市中央区東川崎町1-1-1 電話：[]</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス阪神法律事務所 〒650-0001 神戸市中央区東川崎町1-1-1 担当：弁護士 [] 電話：[]</p>	<p>日時：受入決定期間の初日 午前9時30分</p> <p>場所：法テラス阪神法律事務所(兵庫県神戸市七軒町1-3-1 フェスタ立花ビル5階)</p>	無

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	修 業 条 件	出 発 地	その他の修等の履修先など	開校日の集合日時、場所	片道バスチケットを個人が負担する場合は(修習先への申込書の添付)
2637	法テラス小規模型事務所修習	法テラス奈良法律事務所	(1) 10月6日(月)～10月9日(金) (1週間) (2) 10月13日(月)～10月16日(金) (1週間) (3) 10月19日(月)～10月23日(金) (1週間) (4) 10月26日(月)～10月30日(金) (1週間)	1	■官制弁士の法律事務 ■情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁士等関係業務 ■犯罪被害者支援業務 ■司法進路対策業務 ■その他(成年後見業務、記録機関との連携) ※修習したいことによっては、期間が限定されているものもあります。詳細は【受入決定以降の連絡先】に直接お問い合わせください。また、研修に先立ち気になることがあれば、同じく上記連絡先にお問い合わせください。また、研修に先立ち気になることがあれば、同じく上記連絡先にお問い合わせください。また、研修に先立ち気になることがあれば、同じく上記連絡先にお問い合わせください。 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	法テラス奈良	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 奈良弁士総合企画課 電 話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス奈良法律事務所 担当: 弁士 ■■■■■ 電 話: ■■■■■	受け入れ決定期間の初日 午前10時 場所: 法テラス奈良法律事務所(予定)	有
2638	法テラス小規模型事務所修習	法テラス奈良法律事務所	(1) 10月5日(月)～10月9日(金) (2) 10月12日(月)～10月16日(金) (3) 10月19日(月)～10月23日(金) (4) 10月26日(月)～10月30日(金) 上記のうちいずれか1週間 ※希望する期間を応募書に記載してください。	1	■官制弁士の法律事務 ■情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁士等関係業務 ■犯罪被害者支援業務 ■司法進路対策業務 ■その他 【事務所の特色】 様々な案件を取り扱っています。また、司法ソーシャルワークにも力を入れています。 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	法テラス奈良	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 奈良弁士総合企画課 電 話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス奈良法律事務所 担当: 弁士 ■■■■■ 電 話: 0503381-0085	開校日の集合日時: 受け入れ決定期間の初日 午前9時30分 場所: 法テラス奈良法律事務所(奈良県大和郡大住1-9-12 大津南中日生ビル6階)	有 (不詳)

A-29

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	修 業 条 件	出 発 地	その他の修等の履修先など	開校日の集合日時、場所	片道バスチケットを個人が負担する場合は(修習先への申込書の添付)
2639	法テラス小規模型事務所修習	法テラス三重	10月19日(月)～10月23日(金) (1週間)	1	■官制弁士の法律事務 ■情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁士等関係業務 ■犯罪被害者支援業務 ■司法進路対策業務 ■その他 【事務所の特色】 司法ソーシャルワークにも力を入れています。 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	法テラス三重	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 奈良弁士総合企画課 電 話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス三重 担当: 弁士 ■■■■■ 電 話: ■■■■■	10月19日(月) 午前10時00分 場所: 法テラス三重法律事務所	有
2640	法テラス小規模型事務所修習	法テラス岐阜法律事務所	10月19日(月)～10月23日(金) (1週間)	1	■官制弁士の法律事務 ■情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁士等関係業務 ■犯罪被害者支援業務 ■司法進路対策業務 ■その他 【事務所の特色】 司法ソーシャルワークにも力を入れています。 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	法テラス岐阜	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 奈良弁士総合企画課 電 話: ■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス岐阜法律事務所 担当: 弁士 ■■■■■ 電 話: 0503383-5472	受け入れ決定期間の初日 午前9時30分 集合場所: 法テラス岐阜法律事務所(岐阜県岐阜市東江寺町1-27第一住石ビル6階)	有

コード	プログラム名	場所	期日	募集人数	修習内容	募集条件	提出書	その他(内事等の履歴等)	開館日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える距離の居住地を有する者(申請書の提出時期)の留意)
法テラス 2631	法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス山口 法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	■青島弁護士法律事務所 ■情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁護等実務業務 ■犯罪被害者支援業務 ■司法研修対策業務 ■その他 【事務所の特色】 民事法律扶助及び国選刑事弁護を中心とする、典型的な法テラスの都庁型の事務所です。 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由をA4判1枚以内で提出すること	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 青島弁護士総合全国センター 電話：■■■■■■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス山口法律事務所 〒■■■■■■■■■■ 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0533353-0321 ※受入決定後、必ず法テラス山口法律事務所にご連絡をとり、決定期間を自分で確認してください。	10月5日午前12時 集合場所：法テラス山口法律事務所(山口県大平町1-11山口県日合会館5階)	有 (プログラム実施の留意)
法テラス 2632	法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス鳥取 法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	1	■青島弁護士法律事務所 ■情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁護等実務業務 ■犯罪被害者支援業務 ■司法研修対策業務 ■その他 【事務所の特色】 司法ソーシャルワークに力を入れています。 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常陸弁護士総合全国センター 電話：■■■■■■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス鳥取法律事務所 〒■■■■■■■■■■ 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-8498	10月5日(月) 午前9時40分 場所：鳥取県松江市南田町63-2 法テラス鳥取法律事務所	無

A-31

コード	プログラム名	場所	期日	募集人数	修習内容	募集条件	提出書	その他(内事等の履歴等)	開館日の集合日時、場所	片道50キロメートルを超える距離の居住地を有する者(申請書の提出時期)の留意)
法テラス 2633	法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス神岡	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	2	■青島弁護士法律事務所 ■情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁護等実務業務 ■犯罪被害者支援業務 ■司法研修対策業務 ■その他 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由をA4判1枚以内で記載して提出	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常陸弁護士総合全国センター 電話：■■■■■■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス神岡法律事務所 〒■■■■■■■■■■ 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：■■■■■■■■■■	10月5日(月) 8時30分 場所：法テラス神岡法律事務所	無
法テラス 2634	法テラス 小規模型 事務所修習	法テラス秋田 法律事務所	10月14日(水)～ 10月20日(火) (1週間)	1	■青島弁護士法律事務所 ■情報提供業務 ■民事法律扶助業務 ■国選弁護等実務業務 ■犯罪被害者支援業務 ■司法研修対策業務 ■その他 【事務所の特色】 一般民事の他、裁判員裁判を含む民事案件も取り扱っています。 ※実施可能なプログラムは、黒塗りチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介 2法テラス秋田法律事務所を希望した理由・研修で何を学びたいか 以上をA4判1枚程度にまとめて提出してください。	【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常陸弁護士総合全国センター 電話：■■■■■■■■■■ 【受入決定以降の連絡先】 法テラス秋田法律事務所 〒■■■■■■■■■■ 担当者：弁護士 ■■■■■■■■■■ 電話：0503383-8549	10月14日(水) 午前9時30分 場所：法テラス秋田法律事務所(住所) 秋田県秋田市中通5-1-51 北部ビルディング6階)	有 (プログラム開始時期である10月20日)

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の優先など)	開校日の集合日時、場所	片道往復の交通費を要する場合は、修習期間中の宿泊費(修習期間中の宿泊費)
法テラス	3439 法テラス小規模型事務所修習	法テラス香川	10月12日(月)～12月23日(金)(2週間)	1	<p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■その他(関係機関との連携)</p> <p>【事務所の特色】 民事訴訟、家事事件、債権整理を中心とする本庁法テラス</p> <p>※実施可能なプログラムは、最終チェックボックス(画)を参照</p>	なし	応募理由をA4判以内で提出すること。	<p>【受入決定時の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 官制弁護士総合支援センター 電話：087-921-1111</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス香川法律事務所 担当：弁護士 〇〇〇〇 電話：087-921-1111</p>	12月12日(月)9時	有 (プログラム実施期間の12月10日)
法テラス	2840 法テラス小規模型事務所修習	法テラス徳島 法テラス徳島法律事務所	10月12日(月)～10月18日(金)(1週間)	1～3	<p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■その他</p> <p>【事務所の特色】 小規模事務所での様々な業務を修習していただけるかと思えます。</p> <p>※実施可能なプログラムは、最終チェックボックス(画)を参照</p>	法テラス徳島に異業・異業を併つて修習可能	応募理由書(A4判以内)を提出すること	<p>【受入決定時の連絡先】 日本司法支援センター 官制弁護士総合支援センター 電話：087-921-1111</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス徳島法律事務所 担当：弁護士 〇〇〇〇 電話：087-921-1111</p>	受入決定開始の初日 午前10時00分	無

A-35

コード	プログラム名	場所	期間	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の優先など)	開校日の集合日時、場所	片道往復の交通費を要する場合は、修習期間中の宿泊費(修習期間中の宿泊費)
法テラス	2841 法テラス小規模型事務所修習	法テラス高知 法律事務所	10月19日(月)～10月23日(金)(1週間)	1	<p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■その他</p> <p>【事務所の特色】 関係機関との連携により受任する民事・債権整理等が比較的多く、また家事事件も常に受任しています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、最終チェックボックス(画)を参照</p>	なし	特別なプログラムを応募理由書及び提出書類を提出して下さい。応募式は自由です。	<p>【受入決定時の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 官制弁護士総合支援センター 電話：087-921-1111</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス高知法律事務所 担当：弁護士 〇〇〇〇 電話：087-921-1111</p>	10月19日(月)10時	無
法テラス	2842 法テラス小規模型事務所修習	法テラス秋田 法律事務所	10月5日(月)～10月13日(金)	1	<p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■官制弁護士の仕事等修習</p> <p>■その他(関係機関との連携)</p> <p>【事務所の特色】 管内人口10万人、管内弁護士数5名、うち2名が法テラス秋田所属です。7ヵ月全国プログラムでは、業務代行・処置などのほか、弁護士同士の法律相談を一緒に行って頂きました。</p> <p>※実施可能なプログラムは、最終チェックボックス(画)を参照</p>	司法修習期間に因りある方	自己紹介と修習プログラムに就くことを含む自己アピール書(様式自由)	<p>【受入決定時の連絡先】 日本司法支援センター 官制弁護士総合支援センター 電話：087-921-1111</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス秋田法律事務所 担当：弁護士 〇〇〇〇 電話：087-921-1111</p>	修習開始日の午前9時 (時刻は相談)	有 (不明)

コード	プログラム名	場所	期 間	参加人数	修 習 内 容	事 業 条 件	抽 出 書	その他(内容等の留意点など)	開 始 日 時、場 所	片 断 的 に 日 間 課 程 の 有 限 な 事 業 条 件 (修 習 時 間 の 有 限 な 事 業 条 件)
2547	法テラス 遠東地区 事務所修習	法テラス仙台	12月12日(月)～ 13日15日(金) (1週間)	1	<ul style="list-style-type: none"> ■常務弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国選弁護等関連業務 □犯罪被害者支援業務 □司法速達対応業務 □その他 <p>【事務所の特色】 ○管内弁護士6名 ○成年後見事も含め家事事件が多い ○福祉関係者との連携に意注中。</p> <p>※実施可能なプログラムは、最終リチェックボックス(画)を参照</p>	なし	応募自由(書式自由)	<p>【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常務弁護士総合企画課 電話：0523382-0000</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス仙台法律事務所 担当：弁護士 〇〇〇〇 電話：0523382-0030</p>	受入決定期間の初日 午後9時30分	有 (プログラム実施の 直前)
2548	法テラス 遠東地区 事務所修習	法テラス仙台 法律事務所	以下のうち、い ずれか1週間 (1) 12月6日(月)～ 12月9日(金) (2) 12月12日(月)～ 13日15日(金) (3) 12月19日(月)～ 20日22日(金)	1	<ul style="list-style-type: none"> ■常務弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国選弁護等関連業務 □犯罪被害者支援業務 □司法速達対応業務 □その他 <p>【事務所の特色】 民事法律扶助及び国選弁護を 中心としつつ、法テラスの種別型 の事務所として多様な事件を取り 扱っています。</p> <p>※実施可能なプログラムは、最終 リチェックボックス(画)を参照</p>	なし	応募自由をA4判1枚 以内で提出すること	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常務弁護士総合企画課 電話：0523382-0000</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス仙台法律事務所 担当：弁護士 〇〇〇〇 電 話：0523382-5497 ※受入決定後、必ず法 テラス仙台法律事務所 に連絡を入れ、決定期 間を自分で確認してく ださい</p>	受入決定期間の初日 午前11時	有 (プログラム実施の 直前)

A-39

コード	プログラム名	場所	期 間	参加人数	修 習 内 容	事 業 条 件	抽 出 書	その他(内容等の留意点など)	開 始 日 時、場 所	片 断 的 に 日 間 課 程 の 有 限 な 事 業 条 件 (修 習 時 間 の 有 限 な 事 業 条 件)
2549	法テラス 遠東地区 事務所修習	法テラス仙台 法律事務所	10月5日(月)～ 10月8日(金) (1週間)	2	<ul style="list-style-type: none"> ■常務弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国選弁護等関連業務 □犯罪被害者支援業務 □司法速達対応業務 □その他 <p>【事務所の特色】 ・少人数でアットホームな事務所 ・兼業兼理・親睦・後見・家事事 件が多い ・社会福祉協議会等と連携して司 法ソーシャルワークを実施</p> <p>※実施可能なプログラムは、最終 リチェックボックス(画)を参照</p>	なし	1法テラス仙台での 修習を希望する期 間、2法テラス仙台 での修習で済ませ たいこと、を記した書 面(A4判1枚程度)を 提出してください。	<p>【受入決定前の連絡先】 日本司法支援センター 常務弁護士総合企画課 電話：0523382-0000</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス仙台法律事務所 担当：弁護士 〇〇〇〇 電 話：0523382-5226</p>	10月6日(月)10時	有 (プログラム実施の2 か月後)
2550	法テラス 遠東地区 事務所修習	法テラス五島 法律事務所	10月5日(月)～ 10月9日(金) (1週間)	2	<ul style="list-style-type: none"> ■常務弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国選弁護等関連業務 □犯罪被害者支援業務 □司法速達対応業務 □その他 <p>【事務所の特色】 専攻の弁護士事務所</p> <p>※実施可能なプログラムは、最終 リチェックボックス(画)を参照</p>	なし	2原簿 2「自身の目指す法 律の姿」を簡潔にま とめた文章	<p>【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 常務弁護士総合企画課 電話：0523382-0000</p> <p>【受入決定以降の連絡先】 法テラス五島法律事務所 担当：弁護士 〇〇〇〇 電 話：052382-0516</p>	12月5日(月)9時50分	有 (プログラム実施の1 週間前)

コード	プログラム名	場所	期日	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開講日の都合日時、場所	片道航空レポートを提出する等の可能な修習(修習予定の開催時期の留意)
法テラス	2655 法テラス遠征地型事務所修習	法テラス宮古島	10月22日(月)～10月23日(金) (2週間)	2	<ul style="list-style-type: none"> ■官制弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国際弁護等関連業務 □民事法律事務支援業務 □司法試験対策業務 □その他 ※実施可能なプログラムは、最終リチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介 2修習理由 3学びたい内容をA4判2枚程度にまとめて提出して下さい。	【受入決定前の連絡先、問い合わせ先】 日本司法支援センター 宮古島支店 電話：0503333-0261 【受入決定以降の連絡先】 法テラス宮古島法律事務所 担当者：弁護士	10月22日(月)9時 場所：法テラス宮古島法律事務所(宮古島市平良字百四郎125番地宮古合同庁舎2階)	有 (プログラム実施の1か月前)
法テラス	2656 法テラス遠征地型事務所修習	法テラス宮内	10月6日(月)～10月9日(金) (4日間)	2	<ul style="list-style-type: none"> ■官制弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国際弁護等関連業務 □民事法律事務支援業務 □司法試験対策業務 □その他 ※実施可能なプログラムは、最終リチェックボックス(■)を参照	なし	1自己紹介、 2法テラス宮内での学びたいことをA4判2枚程度にまとめて提出してください(書式自由)。	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 宮内支店 電話：0503333-1416 【受入決定以降の連絡先】 法テラス宮内法律事務所 担当者：弁護士	10月6日(月)午前9時30分 場所：法テラス宮内法律事務所(宮内市花輪字下花輪50番地 宮内市福祉保健センター2F) ※定額事項等がありますので、修習の一週間前までに、事務所にご連絡ください。	有 (不明)

A-43

コード	プログラム名	場所	期日	募集人数	修習内容	募集条件	提出書類	その他(内容等の照会先など)	開講日の都合日時、場所	片道航空レポートを提出する等の可能な修習(修習予定の開催時期の留意)
法テラス	2657 法テラス遠征地型事務所修習	法テラス八重島法律事務所	10月18日(月)～10月19日(金) (2日間)	1～2	<ul style="list-style-type: none"> ■官制弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国際弁護等関連業務 □民事法律事務支援業務 □司法試験対策業務 □その他 ※実施可能なプログラムは、最終リチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 宮内支店 電話：0503333-0366 【受入決定以降の連絡先】 法テラス八重島法律事務所 担当者：弁護士	10月18日(月)9時 場所：法テラス八重島法律事務所	有 (プログラム実施の1か月前～2週間前)
法テラス	2658 法テラス遠征地型事務所修習	法テラス萩陽	10月6日(月)～10月9日(金) (4日間)	1～2	<ul style="list-style-type: none"> ■官制弁護士の法律事務 □情報提供業務 □民事法律扶助業務 □国際弁護等関連業務 □民事法律事務支援業務 □司法試験対策業務 □その他 【事務所の特色】 民事・刑事の事件が豊富にあります。関係機関訪問にも力を入れています。 ※実施可能なプログラムは、最終リチェックボックス(■)を参照	なし	応募理由を記した自己紹介(書式自由、履歴書可)	【受入決定前の連絡先、問合せ先】 日本司法支援センター 宮内支店 電話：0503333-0366 【受入決定以降の連絡先】 法テラス萩陽 担当者：弁護士	10月6日(月)9時30分 場所：法テラス萩陽法律事務所	有 (プログラム実施の2～3か月前)

コード	プログラム名	場 所	期 日	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	費 用	その他(内容等の留意点など)	開始日の 集合日時、場所	片道料金レポート を提出する等の 可能な場合 (修習料金の返還時期 の留意)
法テラス	2650 法テラス 法律実務 事務所修習	法テラス中村	10月6日(月)～ 10月9日(金) (3日間)	1	<p>司法修習生の法律実務 <input type="checkbox"/> 刑事検察業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国庫介入等防犯業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法通関対策業務 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【本修習の特色】 実務経験・刑事事件が比較的多い。 ※実施可能なプログラムは、黒塗り チェックボックス(■)を参照</p>	司法通関対策業務に関心を 持っていること。	1 法テラス申請を済 んだ理由。 2 当該プログラムで 学びたいこと。 をA4判1枚以内で提出 すること。	<p>【受入決定前の連絡 先、問合せ先】 日本司法支援センター 常設弁護士総合企業課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡 先】 法テラス中村法律事務所 担当：弁護士 ■■■■ 電 話：0503373-0457</p>	<p>受入期間の初日 午前9時30分</p> <p>場所：高知県四万十 市歌山町15番15号 アメニティオフィス ビル1F</p>	有 (プログラム実施の 約2～3週間前まで)
法テラス	2650 法テラス 扶助・国庫介入 事務所修習	法テラス熊谷 法律事務所	10月12日(月)～ 10月23日(金)	1	<p>司法修習生の法律実務 <input type="checkbox"/> 刑事検察業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国庫介入等防犯業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法通関対策業務 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【本修習の特色】 防犯法律扶助事件や、刑事国庫介入 事件、司法ソーシャルワーク業務 (認知症ケアとの連携など)を 主に扱っています。 ※実施可能なプログラムは、黒塗り チェックボックス(■)を参照</p>	なし	1 自己紹介 2 修習プログラムで 学びたいこと 3 法テラス熊谷を希望 した理由 以上をA4判1枚程度 にまとめて提出して ください。	<p>【受入決定前の連絡 先、問合せ先】 日本司法支援センター 常設弁護士総合企業課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡 先】 法テラス熊谷法律事務所 担当：弁護士 ■■■■ 電 話：0503363-6580</p>	<p>受入期間の初日 午前10時集合</p> <p>集合場所：法テラス 熊谷法律事務所(埼玉 県熊谷市歌山1-12) 熊谷駅前ビル7 階</p> <p>※受入決定後、必ず 法テラス熊谷法律事 務所に連絡を入れ、 決定期間を自分で確 認してください</p>	有 (プログラム実施の 直前)

A-45

コード	プログラム名	場 所	期 日	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	費 用	その他(内容等の留意点など)	開始日の 集合日時、場所	片道料金レポート を提出する等の 可能な場合 (修習料金の返還時期 の留意)
法テラス	2651 法テラス 扶助・国庫介入 事務所修習	法テラス佐世 法律事務所	10月12日(月)～ 10月25日(金) (2週間)	1	<p>司法修習生の法律実務 <input type="checkbox"/> 刑事検察業務 <input type="checkbox"/> 民事法律扶助業務 <input type="checkbox"/> 国庫介入等防犯業務 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援業務 <input type="checkbox"/> 司法通関対策業務 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【本修習の特色】 当事務所は民事事件・刑事事件を 幅広く行っているほか、福祉関係 者との連携(出張相談、会館の出 産等)に積極的に取り組んでいます。</p> <p>※実施可能なプログラムは、黒塗り チェックボックス(■)を参照</p>	なし	1 法テラス佐世法律 事務所を希望した 理由 2 研修で何を学びた いか 以上をA4判1枚程度 にまとめて提出して ください。	<p>【受入決定前の連絡 先、問合せ先】 日本司法支援センター 常設弁護士総合企業課 電話：■■■■■■■■■■</p> <p>【受入決定以降の連絡 先】 法テラス佐世法律事 務所 担当：弁護士 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 電 話：0503363-5516</p>	<p>10月12日(月)9時30 分</p> <p>場所：法テラス佐世 法律事務所</p>	有
公益事業修習	2652 公益事業修習	弁護士法人東 法律事務所 (田 気仙沼ひ まわり基金法 律事務所)	<p>以下のうち、い ずれか1週間</p> <p>(1) 10月5日(月)～ 10月9日(金)</p> <p>(2) 10月19日(月)～ 10月23日(金)</p> <p>※希望する期間 を申込書に記載 すること。</p>	1	<p>公益事業修習における業務内容 を見直し、地方における法律事務 所の実態を学習する。 震災にかかわるNPO法人の取組 の様子なども見せてもらう。</p>	なし(メールにより自己紹 介・希望職種等見たい内容を 伝えてもらい提出する。) ※ 当事務所は、参加希望者 の「選択型実務修習プログラ ム申込書(全国)」を所長評会 を通じて受領した後、同意書 等に対しメールを送って上記 自己紹介等を求めるので、選 定に応じて頂きたい。	なし	<p>弁護士法人東法律事務所 (電話)0226-26-7234、 メールアドレス： higoashi@cap.ocn.ne.jp</p>	<p>集合日時：開始日の 午前9時</p> <p>集合場所：弁護士法 人東法律事務所</p>	有 (プログラム実施の1 か月後)

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	選 出 制	その他(内容等の留意点など)	開 始 日 時、場 所	片瀬のキヨポートルを閉じる等の有無(修習中の開講時間の留意)
2653	公設事務所修習	釜石ひまわり基金法律事務所	10月19日(月)～19日22日(金)(1週間)	1	公設事務所における業務内容の見学(法務相談、出願控訴、裁判、調停への対応など)。	なし	なし	釜石ひまわり基金法律事務所(電話:193-21-5344)	10月19日午前10時 釜石ひまわり基金法律事務所 (岩手県釜石市上中島町7-2-11(BCビル3階))	有 (プログラム実施の1か月前)
2654	公設事務所修習	下田ひまわり基金法律事務所	10月5日(月)～10月9日(金)(1週間)	1	公設事務所における業務内容を見学し、司法試験地における弁護士業務を学習する。	なし	志望理由書(25文字程度で作成のこと)	下田ひまわり基金法律事務所(電話 0563-22-3131)	集合日時:10月5日(月)午前9時30分 集合場所:下田ひまわり基金法律事務所	有 (不明)

A-47

コード	プログラム名	場 所	期 間	募集人数	修 習 内 容	募 集 条 件	選 出 制	その他(内容等の留意点など)	開 始 日 時、場 所	片瀬のキヨポートルを閉じる等の有無(修習中の開講時間の留意)
2655	公設事務所修習	相馬ひまわり基金法律事務所	11月9日(月)～11月13日(金)(1週間)	1	公設事務所における業務内容を見学し、事件対応、確保先との連携のあり方、地域における取組への取組み、公設事務所の意義を学習する。	公設事務所の意義及び各種制度、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の状況や起きている法的課題について、プログラム開始時点で可能な限り学習したりうえで本プログラムに臨むことができる者(プログラム開始直前に、学習してきた内容を修習します)。	志望理由、取り返したいこと、専攻に学習しておくことが必要と考える具体的な事項、希望する法曹法を記した書面(書式自由)	相馬ひまわり基金法律事務所(電話2244-37-2260)	集合日時:11月9日午前9時30分 集合場所:相馬ひまわり基金法律事務所	有 (プログラム実施の3週間前)
2656	公設事務所修習	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所 在来事務所(田ひまわり基金法律事務所)	12月6日(月)9:00～10月9日(金)17:30(2週間)	1	近畿大島(鹿児島地方裁判所名瀬支庁管内)にある事務所(田ひまわり基金法律事務所)における業務内容(取組の展開、裁判所前日、法務相談等)に携わり、司法試験地域の現状及びその対策等を修習する。	・出張で飛行機を利用する可能性があるため、飛行機での移動を苦手としないこと。 ・週1回 ・志望理由書(書式自由)	・事務所ホームページ www.soramimi-1aw.com ・「自由と正義」(日本弁護士連合会)2018年1月号 75頁「近畿大島に見る司法アクセス確保の現状と課題」	集合日時:12月6日(月)午後9時 場所:事務所	有 (プログラム実施の2か月後)	

コード	プログラム名	場 所	期 日	参加人数	修 習 内 容	修 習 条 件	修 習 費	その他(内容等の開示など)	開修日の 集合日時、場所	片道2時間以内の 公共交通機関の 利用可能な (修習予定の集合時刻 の直前)
2667	公設事務所等 修習	弁護士法人 とろ せら み法律事務所 陸前高田事務 所(日ひまわり 基金事務所)	10月26日(月)～ 10月30日(金) (1週間)	1	沿岸部の沿岸漁業(盛岡地方漁 業所一関支庁管内)にある事務所 (日ひまわり基金法律事務所)にお ける業務内容(取付所期日、法条 根拠等)に携わり、司法通達地域 の現状及びその対策等を修習す る。	なし	・修習費 ・自治体由費(費式 自由)	・事務所ホームページ www.sorsumi-law.com	集合日時：10月26日 (月)午前9時30分 場所：事務所	有 (プログラム実施1～ 2か月間)

2020年（令和2年）1月7日

令和元年度採用（第73期）司法修習生 各位

大阪司法修習生指導連絡委員会

Ⅲ. 自己開拓プログラムの申請要領

自己開拓プログラムの申請方法および留意事項をお知らせします。

1 自己開拓プログラムの概要及び留意事項について

- (1) 司法修習生は、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等、法曹の活動に密接な関係を有する分野について、自ら修習先を開拓して、選択型実務修習のプログラムを当委員会へ申請することができます。
- (2) 自己開拓プログラムの申請を希望する司法修習生は、修習希望先と調整してプログラムの日程および内容を策定してください。
なお、日程については、原則として、週単位で策定してください。
ただし、修習希望先の事情により、どうしても週単位での策定が難しい（プログラムが週の途中から開始するなど）場合には、1週間のうちでプログラムが実施されない日はホームグラウンド修習としてください。なお、ホームグラウンド修習が必要な場合には、申請前に必ず指導担当弁護士の了承を得るようにしてください。
- (3) 自己開拓プログラム先が大阪府外にある場合は、大阪府内での履修が不可能な修習内容である上、より近い地域において同様の修習内容を実現できない場合に限り、3週間を限度として、策定することができます。ただし、外国での修習は認められません。
- (4) 司法修習生が就職を予定している弁護士事務所及び企業等を、自己開拓プログラム先として策定することはできません。
- (5) 自己開拓プログラムは、当委員会が、選択型実務修習の趣旨に適ったものとして承認した場合に初めて履修できることとなります。自己開拓プログラムの策定を検討する際には、プログラム先に上記の手順を説明のうえ、先方に失礼のないように十分配慮してください。

2 申請の手続

(1) 申請期間（申請書の提出期間）

2020年（令和2年）4月13日（月）～同年4月16日（木）午後5時
期間経過後の申請は受け付けません。

(2) 申請の方法

自己開拓プログラム先での実務修習を希望する場合は、別紙1「自己開拓プログラム申請書」に必要事項を記載のうえ、自己開拓プログラム先の修習を受け入れる旨の所定の「承諾書」（別紙2）および自己開拓プログラム先の「日程表」（別紙3）などの必要書類を添付して、申請書を提出してください。

* 別紙2の承諾書には、会社の代表取締役や地方公共団体の長など受入先の代表者またはそれに準じる者の記名押印が必要です。

* **自己開拓プログラム申請書、承諾書および自己開拓プログラム日程表などの必要書類は、各配属庁会にて配布します。**申請を希望する司法修習生は、各配属庁会の司法修習担当事務局まで取りにきてください。

(3) 申請書の提出先

修習中の各配属庁会の司法修習担当事務局に提出する。

ア 弁護士修習中の司法修習生

大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局 電話 06-6364-1684

イ 裁判修習中の司法修習生

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 電話 [REDACTED]

ウ 検察修習中の司法修習生

大阪地方検察庁総務部教養課修習係 電話 [REDACTED]（代表）

(4) 申請の承認の可否

2020年（令和2年）5月15日（金）に申請者へ通知します（予定）。

以上

年 月 日

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

第73期司法修習生 (班)

氏名 印

自己開拓プログラム申請書

私は、選択型実務修習において、下記のとおり修習先を開拓しましたので承認願います。

記

1 修習期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2 修習先

(名称)

(代表者)

(住所)

(電話番号)

(担当者の役職及び氏名)

3 修習の目的 (目的が、法曹活動と密接である旨も併せて記載すること。)

4 修習の内容

5 添付書類

承諾書 1通

自己開拓プログラム先日程表 1通

年 月 日

大阪司法修習生指導連絡委員会 御中

承 諾 書

社名 (団体名)

代表者氏名

印

第73期司法修習生
選択型実務修習を行うことを承諾します。

が、当社において下記のとおり

記

1 修習期間

月 日 () から 月 日 () まで

2 修習場所

(住所)

(名称) (部局課まで記載)

(電話番号)

(担当者の役職及び氏名)

3 修習内容

司法修習生が独自に開拓した修習先へのお願い

1 目的

司法修習生は、司法試験に合格した後、まず、最高裁判所に設置された研修機関である司法研修所における導入修習を行い、その後、あらかじめ司法研修所長の定める実務修習地において分野別実務修習を行います。分野別実務修習は、それぞれ約2か月間行われる民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習及び弁護士修習で構成されます。

分野別実務修習が終わると、選択型実務修習及び司法研修所における集合修習をそれぞれ約2か月間行います。

選択型実務修習は、司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程として行います。

2 司法修習生が独自に開拓した修習先

司法修習生は、選択型実務修習において、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に直接かつ密接な関係を有する分野について、自ら開拓して修習先とすることができます。

3 修習の条件

(1) 期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

(2) 司法修習生の監督

選択型実務修習期間の司法修習生に対する監督は、大阪弁護士会会長が行います（大阪弁護士会司法修習委員会（担当事務局：総務部研修課）TEL：06-6364-1684）。

(3) 修習中の欠席

司法修習生が病気その他の正当な理由により、修習をすることができない場合は、原則として事前（ただし、やむを得ない事情で事前に欠席の承認を得られないときは、例外として事後に）に弁護士会会長に欠席承認申請をし、その結果、承認されれば、司法修習生が貴社に対し、その旨を連絡します。

(4) 費用

修習中の諸費用、例えば、資料等のコピー代や通信連絡費、その他の修習先から請求される費用はすべて司法修習生の負担となります。

(5) 選択型実務修習結果レポート

司法修習生は、修習結果について選択型実務修習結果レポートを弁護士会会長に提出します。司法修習生から、貴社での修習に関して作成した修習レポートの提出がありますので、プログラム指導担当責任者（貴社において司法修習生を御指導いただく責任者）において、これを確認の上、記名・検印をして司法修習生に対し、返却してください。

なお、別途、修習結果についての意見を別紙様式（選択型実務修習結果意見書）により作成し、2020年11月18日（水）までに、大阪弁護士会司法修習委員会（〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5）に送付してください。

(6) 修習中の災害及び通勤による災害

公務災害補償として、修習実施機関である最高裁判所が、認定及び補償事務を行います。その際には、調査等に御協力いただくことがあります。

(7) 機密保持義務

司法修習生は、修習中に修習先において知り得た修習先の機密に係る事項を他に漏らしてはなりません。ただし、選択型実務修習結果レポートとして報告するために必要な範囲において、事前に修習先の承認を得た場合は、この限りではありません。

選択型実務修習「自己開拓プログラム」受入先承認一覧（大阪のみ）

・新62期（4カ所・申請者5名）

- ① [Redacted] (2名)
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]

・新63期（4カ所・申請者5名）

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted] (2名)

・新64期（11カ所・申請者10名）

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]
- ⑤ [Redacted]
- ⑥ [Redacted]
- ⑦ [Redacted]
- ⑧ [Redacted]
- ⑨ [Redacted]
- ⑩ [Redacted]
- ⑪ [Redacted]

・新65期（6カ所・申請者6名）

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]
- ⑤ [Redacted]
- ⑥ [Redacted]

・第66期（6カ所・申請者7名）

- ① [Redacted]

- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED] (2名)
- ⑥ [REDACTED]

・第67期 (6カ所・申請者6名)

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]
- ⑥ [REDACTED]

・第68期 (17カ所・申請者27名)

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]
- ⑥ [REDACTED]
- ⑦ [REDACTED]
- ⑧ [REDACTED]
- ⑨ [REDACTED]
- ⑩ [REDACTED]
- ⑪ [REDACTED]
- ⑫ [REDACTED]
- ⑬ [REDACTED]
- ⑭ [REDACTED]
- ⑮ [REDACTED]
- ⑯ [REDACTED]
- ⑰ [REDACTED]

・第69期 (17カ所・申請者17名)

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]

- ⑤ [Redacted]
- ⑥ [Redacted]
- ⑦ [Redacted]
- ⑧ [Redacted]
- ⑨ [Redacted]
- ⑩ [Redacted]
- ⑪ [Redacted]
- ⑫ [Redacted]
- ⑬ [Redacted]
- ⑭ [Redacted]
- ⑮ [Redacted]
- ⑯ [Redacted]
- ⑰ [Redacted]

・ 第 7 0 期 (1 4 カ 所 ・ 申 請 者 1 4 名)

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]
- ⑤ [Redacted]
- ⑥ [Redacted]
- ⑦ [Redacted]
- ⑧ [Redacted]
- ⑨ [Redacted]
- ⑩ [Redacted]
- ⑪ [Redacted]
- ⑫ [Redacted]
- ⑬ [Redacted]
- ⑭ [Redacted]

・ 第 7 1 期 (7 カ 所 ・ 申 請 者 7 名)

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]
- ⑤ [Redacted]
- ⑥ [Redacted]
- ⑦ [Redacted]

第72期（13カ所・申請者12名）

- ① [REDACTED] (3名)
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]
- ⑥ [REDACTED]
- ⑦ [REDACTED]
- ⑧ [REDACTED]
- ⑨ [REDACTED]
- ⑩ [REDACTED]
- ⑪ [REDACTED]
- ⑫ [REDACTED]
- ⑬ [REDACTED]

2020年（令和2年）1月7日

令和元年度採用（第73期）司法修習生 各位

大阪司法修習生指導連絡委員会

Ⅳ. 個別修習プログラムの応募要領

大阪の裁判所、検察庁、弁護士会の提供する個別修習プログラムの応募方法および留意事項をお知らせします。

1 募集は、第1次募集、第2次募集及び第3次募集の計3回実施します。

2 第1次募集について

(1) 募集期間

2020年（令和2年）5月18日（月）～同年5月21日（木）午後5時
期間経過後の応募は受け付けません。

(2) 応募の方法

別紙1「選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）」の第1次申込
欄に所定の事項を記入して申込みをしてください。

申込書の記入に当たっては、次の点に留意してください。（別紙2参照）

ア 第1週から第6週の所定の欄に、それぞれ、選択型実務修習プログラム案内
に記載されている希望プログラムのコード及びプログラム名を記入してくだ
さい。

2週以上にわたって実施されるプログラムを希望する場合は、当該プログラ
ムが実施される週のうち、開始される週の欄にコード及びプログラム名を記入
し、残りの週のコードの欄及びプログラム名の欄には「同上」と記入してくだ
さい。

実施される週の欄を誤って記入した場合、実施される週が一部でも重複して
いるものを両方とも記入した場合、プログラム提供者において選択してはなら
ないとしている組合せを記入した場合（詳細は、各庁会の選択型実務修習プロ
グラム案内の置戻の注意書をよく読むこと。）などは、申込書が無効扱いにな
ることがありますので、選択型実務修習プログラム案内を熟読して、希望する

プログラムの実施時期、コード、名称を十分に確認した上で、申込書に正確に記入してください。

イ 記入した希望プログラムのうち、特に希望するプログラムの1つについて、プログラム名の横の所定の欄に「◎」を記入してください。

「◎」を記入したプログラムについては、「◎」を記入した希望者が当該プログラムの定員を超えないときは、「◎」を記入した希望者全員が採用され、その後にその他の希望者について残定員の範囲で抽選等の適宜の方法で採用決定者を選考します。「◎」を記入した希望者が当該プログラムの定員を超えるときでも、「◎」を記入した希望者の中から抽選等の適宜の方法により採用決定者を選考します。

「◎」は記入しなくてもかまいませんが、「◎」は1つのプログラムについてしか記入できません。「◎」を2つ以上記入したものは、「◎」の記入がないものとして扱われますので、記入に当たっては、十分に注意してください。また、全国プログラムの採用決定等により個別修習プログラムを1つしか申し込めない場合（後記エ～オ参照）も、「◎」を記入しなければ、優先的に採用されませんので、注意してください。

ウ プログラムによっては、募集条件が付されているものがありますので、各庁会の選択型実務修習プログラム案内をよく読んで、募集条件の有無を確認し、書面等の提出が求められているものについては、申込書と同時に1部提出してください。なお、書面等を添付する場合は、書面等の余白にも提供プログラムのコード及び氏名を記載してください。

エ 既に全国プログラム及び自己開拓プログラムで履修が決定している週については、個別修習プログラムの申込みをすることはできません（複数の週で実施されるプログラムについても、その一部の週につき既に他のプログラムの採用が決定しているときは、申込みをすることはできません。ただし、全国プログラムの最高裁判所修習（コード：2501）と人権に関する施設見学（ ）（コード：弁-34）は重複して申込みが可能です。）ので、十分に注意してください。

また、履修が決定している全国プログラム及び自己開拓プログラムの実施される週については、すべて申込書の該当する週のコードの欄に全国プログラムの場合は「全」及びコード番号、自己開拓プログラムの場合は「自」と記入してください。

オ 選択型実務修習の期間中、11月16日、17日の一律ホームグラウンド修

習以外に、ホームグラウンドにおける弁護士修習を最低1週は継続して（1日間のプログラム取得により、1週間のうちホームグラウンド修習が4日となる場合、継続してホームグラウンド修習をしたとみなされます（祝日等の関係で3日以下となる場合はみなされません。）行えるよう修習計画を立ててください（ただし、自由研究日をホームグラウンドにおける修習に充てることはできない）。

なお、ホームグラウンドでの修習は1週間以上でも可能ですが、プログラムは大阪配属の司法修習生数をもとに定員設定していますので、できるだけ積極的にプログラムに応募してください。また、ホームグラウンド修習とする期間（週）は、指導担当弁護士と相談のうえ決定してください。指導担当弁護士の法律事務所においては複数の司法修習生を受け入れている場合がありますので、調整が必要となる場合があります。

プログラム応募時に、ホームグラウンドにおける弁護士修習を履修する週については、すべて申込書の該当する週のコードの欄に「ホ」と記入してください。刑-03、-04、-05の令状部修習、弁-34の人権に関する施設見学（ ）を選択した者は、当該週のプログラム実施日以外はホームグラウンドにおいて修習を行ってください。ただし、刑-03、-04、-05の令状部修習を選択した者は、当該週とは別に、最低1週間のホームグラウンド修習を行う必要があります。

なお、弁-34の人権に関する施設見学（ ）は、同時期に実施されるプログラムのうち一部のプログラムとの重複選択が可能ですので、プログラムを重複選択した場合は、見学実施日以外は重複選択したプログラムに参加してください。

(3) 申込書の提出先

修習中の各配属庁会の司法修習担当事務局に、申込書等を1館提出する（郵送不可）。

ア 弁護士修習中の司法修習生

大阪弁護士会司法修習委員会担当事務局 電話 06-6364-1684

イ 裁判修習中の司法修習生

大阪地方裁判所事務局総務課庶務第二係 電話

※ 4班の司法修習生について、大阪家庭裁判所総務課庶務係（電話 06-6943-5428）に提出する。

ウ 検察修習中の司法修習生

大阪地方検察庁総務部教養課修習係 電話 XXXXXXXXXX

(4) 第1次募集の採用決定者の通知（別紙3参照）

2020年（令和2年）6月15日（月）（予定）

併せて、第2次募集をするプログラム（第1次募集で採用決定者が定員に充たなかったもの）及びその募集人数等も通知する予定です。

3 第2次募集について

(1) 募集期間

2020年（令和2年）6月15日（月）～同年6月18日（木）午後5時
期間経過後の応募は受け付けません。

(2) 応募の方法

別紙1「選択型実務修習プログラム申込書（大阪・個別修習）」の第2次申込
欄に所定の事項を記入して申込みをしてください。

（第1次募集の結果、第2次募集に応募しない方、プログラムに落選した週を
ホームグラウンド修習に変更するだけの場合は提出する必要はありません。）

申込書の記入に当たっては、次の点に留意してください。（別紙4参照）

ア 全国プログラム、自己開拓プログラムまたは個別プログラムで履修が決定している週については、申込書の第1希望コード欄に、全国プログラムであれば「全」及びコード番号、自己開拓プログラムであれば「自」、個別修習プログラムであれば「個」、ホームグラウンドにおける弁護修習であれば「ホ」と記入してください。

イ 既に他のプログラム（全国プログラム、自己開拓プログラムまたは個別修習プログラム）で履修が決定している週については、申込み及び変更することはできません（複数の週で実施されるプログラムについても、その一部の週につき既に他のプログラムの履修が決定しているときは、申込みをすることはできません。）ので、十分に注意してください。なお、ホームグラウンド修習を予定していた週に個別修習プログラムを申し込むことは可能です。

ウ 第1週から第6週の所定の欄に、それぞれ、希望プログラムのコード及びプログラム名を記入してください。第1希望から第4希望まで記入することができます。

採用決定者の選考は、まず、各プログラムについて、第1希望の欄に記入した希望者の中から、定員の範囲内で採用決定者を選考します。第1希望による

うち一部のプログラムとの重複選択が可能です。詳細はプログラム案内を参照してください。

(4) 申込書の提出先

第2次募集と同じく、修習中の各配属庁会の司法修習担当事務局に、申込書等を1部提出する（郵送不可）。

※3班の司法修習生について、7月17日は大阪家庭裁判所総務課庶務係（電話06-6943-5428）に提出することも可能である。

(5) 第3次募集の採用決定者の通知（別紙7参照）

2020年（令和2年）7月28日（火）（予定）

以上

選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第1次募集) を申し込みます。

第1次申込欄 (5月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第1週	10/5			
	10/9			
第2週	10/12			
	10/16			
第3週	10/19			
	10/23			
第4週	10/26			
	10/30			
第5週	11/2			
	11/6			
第6週	11/9			
	11/13			
第7週	11/16		一律ホームグラウンド修習	
	11/17			

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第2次募集) を申し込みます。

第2次申込欄 (6月18日締切)												
週	第1希望			第2希望			第3希望			第4希望		
	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄
第1週												
第2週												
第3週												
第4週												
第5週												
第6週												
第7週	一律ホームグラウンド修習											

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第3次募集) を申し込みます。

第3次申込欄 (7月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	応募有無 決定欄
第3週	10/22	弁-34	人権に関する施設見学	

83ページ

- ※1 決定欄には何も記載しないこと。
- ※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。
- ※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。
- ※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第1次募集記載例】

1 第1次応募について

- (1) 応募期間 5月18日(月)～5月21日(木)
- (2) 申込書提出先 ... 第3クールの各配属庁会の司法修習組出事務局
- (3) 提出方法 第1次募集申込欄に記入・押印した原本1部(プログラム申込時に希望理由書面・レポート等の提出が必要な場合は、1部添付すること)
- (4) 記入要領 以下のとおり

選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

忘れずに記入・押印すること

第1次募集申込時には記載しないこと (第2次募集申込時に記載)

第1次及び第2次募集申込時には記載しないこと (第3次募集申込時に記載)

下記のとおりに、選択型実務修習の個別プログラム (第1次募集) を申し込みます。 下記のとおりに、選択型実務修習の個別プログラム (第2次募集) を申し込みます。 下記のとおりに、選択型実務修習の個別プログラム (第3次募集) を申し込みます。

第1次申込欄 (5月21日締切)				第2次申込欄 (6月18日締切)								第3次申込欄 (7月21日締切)									
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	週	第1希望 コード	第1希望 プログラム名	決定欄	週	第2希望 コード	第2希望 プログラム名	決定欄	週	第3希望 コード	第3希望 プログラム名	決定欄	週	開始日 終了日	コード	プログラム名	応募者 名	所属 庁
第1週	10/5 10/9	全←2502	地裁知的財産権部修習(東京)	第1週				第2週				第3週				第4週	10/22	弁-34	入籍に関する 旅費見学		
第2週	10/12 10/16	同上	同上	第2週				第3週				第4週				第5週					
第3週	10/19 10/23	ホ←	ホームグラウンドの場合	第3週				第4週				第5週				第6週					
第4週	10/26 10/30	秩-06	交通・知能招接査	第4週				第5週				第6週				第7週	11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習		
第5週	11/2 11/6	民-28	民事部修習	第5週				第6週				第7週									
第6週	11/9 11/13	弁-31	不動産・借地借家の実務	第6週				第7週													
第7週	11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習	第7週																	

※1 決定欄には何も記載しないこと。
 ※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募条件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。
 ※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
 自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。
 ※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

第2次及び第3次募集申込欄には
何も記載しない

【第1次募集結果例】

別紙3

2 第1次応募結果通知について

- (1) 結果発表 …… 6月15日(月)
- (2) 発表方法 …… 第3ケールの各配属庁会の司法修習担当事務局から第1次申込書の決定欄に「○」を記入したものを配布

選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)
大阪修習 (班)
組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第1次募集) を申し込みます。

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)
大阪修習 (班)
組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第2次募集) を申し込みます。

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)
大阪修習 (班)
組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第3次募集) を申し込みます。

88ページ

第1次申込欄 (5月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第1週	10/5 10/9	全-2502	地裁知的財産特許審判 (東50)	
第2週	10/12 10/18	同上	同上	
第3週	10/19 10/23	水		
第4週	10/28 10/30	検-03	交通・知能捜査	○
第5週	11/4 11/6	民-23	民事部修習	
第6週	11/9 11/13	弁-31	不動産・借地借家の実務	
第7週	11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習	

第2次申込欄 (6月18日締切)																
週	第1希望			決定欄	第2希望			決定欄	第3希望			決定欄	第4希望			決定欄
	コード	プログラム名	決定欄		コード	プログラム名	決定欄		コード	プログラム名	決定欄		コード	プログラム名	決定欄	
第1週																
第2週																
第3週																
第4週																
第5週																
第6週																
第7週																

第3次申込欄 (7月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第3週	10/22	弁-34	人権に関する 施設見学	

全国プログラム及び自己開拓プログラムは、既に履修が決定しているため、特に決定欄には記載しない。

1次募集で履修が決定した個別プログラム

1次募集で履修が決定しなかったため、決定欄に○なし。

一律ホームグラウンド修習

- ※1 決定欄には何も記載しないこと。
- ※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募条件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。
- ※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける介護修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。
- ※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第2次募集記載例①】

3 第2次応募について

- (1) 応募期間 …… 6月15日(月)～6月18日(木)
- (2) 申込書提出先 …… 第3クール各配属庁会の司法修習担当事務局
- (3) 提出方法 …… 第2次申込欄に記入・押印した原本1部(プログラム申込時に希望理由書面・レポート等の提出が必要な場合は、1部添付すること)
- (4) 記入要領 …… 以下のとおり

選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏 名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第1次募集) を申し込みます。

第1次申込欄 (6月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第1週	10/5 10/9	全 2502	地裁知的財産審判修習 (東京)	
第2週	10/12 10/16	同上	同上	
第3週	10/19 10/23	ホ		
第4週	10/26 10/30	検-06	交通・知能犯捜査	◎ ○
第5週	11/2 11/6	民-28	医事部修習	
第6週	11/9 11/13	弁-31	不動産・借地借家の実務	
第7週	11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習	

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏 名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第2次募集) を申し込みます。

第2次申込欄 (6月18日締切)												
週	第1希望			第2希望			第3希望			第4希望		
	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄
第1週	全 2502											
第2週	同上											
第3週	ホ											
第4週	民-03	通常部A	ホ	刑-06	令状部	弁-29	債権回収					
第5週	同上	同上	家-04	家事一般	ホ	ホ						
第7週												

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏 名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第3次募集) を申し込みます。

第3次申込欄 (7月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第3週	10/22	弁-34	人権に関する 施設見学	

忘れずに記入・押印すること

第2次募集申込時には記載しないこと
(第3次募集申込時に記載)

2次応募第1希望で民-03、第2希望でホームグラウンド、第3希望で刑-06、第4希望で弁-29を希望した場合、第3希望以降で希望している個別プログラムの定員が余っていれば、選考の対象となり、受験となる場合がある。

2次応募第1希望で民-03、第2希望で家-04を希望し、すべての応募から外れたときには、ホームグラウンドとする場合

- ※1 決定欄には何も記載しないこと。
- ※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募条件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。
- ※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁修修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。
- ※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第2次募集記載例②】

- (5) 注意事項 …… 以下のように、2週以上にわたるプログラムを希望する場合には、他の週でプログラムが競合することのないようにする。
 (6) その他 …… 各プログラムにおいて、応募状況によっては定員の拡大や週の異なる同じプログラム間で調整を行う場合もあり得る。

選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第1次募集) を申し込みます。

第1次申込欄 (5月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	◎ 決定
第1週	10/5 10/9	全 2502	地域知的財産権修習 (M20)	
第2週	10/12 10/16	同上	同上	
第3週	10/19 10/23	ホ		
第4週	10/26 10/30	債-03	交通・知能和検査	◎ ○ 決定
第5週	11/2 11/6	民-28	民事部修習	
第6週	11/9 11/13	弁-31	不動産・借地借家の実務	
第7週	11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習	

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第2次募集) を申し込みます。

第2次申込欄 (6月18日締切)												
週	第1希望			第2希望			第3希望			第4希望		
	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄
第1週	全 2502											
第2週	同上											
第3週	ホ											
第4週	債-03	交通・知能和検査	◎ ○ 決定									
第5週	民-03	通称部A	ホ				刑-05	令状部		弁-29	債権回収	
第6週	民-23	債-03		家-04	家事一般		ホ			ホ		
第7週												

2次応募第1希望で第5週に民-03、第6週に民-23を希望しているが、民-03は2週(第5週、第6週)にわたるプログラムのため、第6週に民-23を希望することはできない。

一律ホームグラウンド修習

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第3次募集) を申し込みます。

第3次申込欄 (7月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	◎ 決定
第3週	10/22	弁-34	人権に関する 施設見学	

88ページ

- ※1 決定欄に何も記載しないこと。
 ※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募条件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。
 ※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁修修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
 自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全園プログラム=「全」+コード番号。
 ※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第2次募集結果例】

- 4 第2次応募結果通知について
 (1) 結果発表 …… 7月17日(金)
 (2) 発表方法 …… 第4クール各配属庁会の司法修習担当事務局から第2次申込書の決定欄に「○」を記入したものを配布

選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)
 大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第1次募集) を申し込みます。

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)
 大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第2次募集) を申し込みます。

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)
 大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第3次募集) を申し込みます。

89ページ

第1次申込欄 (5月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第1週	10/5	全	地産知的財産情報修習 (東京)	
	10/9	2502		
第2週	10/12	同上	同上	
	10/16			
第3週	10/19	ホ		
	10/23			
第4週	10/26	快-06	交通・知能担担査	◎ ○
	10/30			
第5週	11/2	民-2B	医事部修習	
	11/6			
第6週	11/9	弁-31	不動産・借地借家の実務	
	11/13			
第7週	11/16		一輪ホームグラウンド修習	
	11/17			

第2次申込欄 (6月18日締切)												
週	第1希望			第2希望			第3希望			第4希望		
	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄
第1週	全	2502										
第2週	同上											
第3週	ホ											
第4週	快	06	交通・知能担担査	◎ ○								
第5週	民-03	選解部A	ホ	○	刑-05	合状部	弁-29	債権回収				
第6週	同上	同上	家-04	家事一般	○	ホ						
第7週												

第6週第2希望での応募が当選となったため、第3希望および第4希望は選考対象外となる。

2次応募第1希望で民-03、第2希望で家-04を希望し、第2希望で履修が認められた場合、仮に、応募から外れた場合、その週は自動的にホームグラウンドとなる。

第3次申込欄 (7月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第3週	10/22	弁-24	人権に関する 施設見学	

- ※1 決定欄には何も記載しないこと。
 ※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。
 ※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける弁修修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
 自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全庁プログラム=「全」+コード番号。
 ※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

5 第3次応募について

- (1) 応募期間 …… 7月17日(金)～7月21日(火)
- (2) 申込書提出先 …… 第4クール各配属庁会の司法修習担当事務局
- (3) 提出方法 …… 第3次申込欄に記入・押印した原本1部
- (4) 記入要領 …… 以下のとおり

選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第1次募集) を申し込みます。

第1次申込欄 (5月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第1週	10/5	全 2502	地裁知的財産部修習 (東京)	
	10/9			
第2週	10/12	同上	同上	
	10/16			
第3週	10/19	ホ		
	10/23			
第4週	10/26	検-06	交通・知能科捜査	◎ ○
	10/30			
第5週	11/2	民-28	民事部修習	
	11/6			
第6週	11/9	弁-31	不動産・借地借家の実務	
	11/13			
第7週	11/16 11/17		一律ホームグラウンド修習	

第2次募集申込用

応募する場合は、
忘れずに記入・押印すること

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

第2次申込欄 (6月18日締切)

第2次申込欄 (6月18日締切)												
週	第1希望			第2希望			第3希望			第4希望		
	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄
第1週	全 2502											
第2週	同上											
第3週	ホ											
第4週	固											
第5週	民-03	選考部A		ホ		○	刑-05	令状部		弁-29	債権回収	
第6週	同上	同上		政-04	家事一般	○	ホ			ホ		
第7週	一律ホームグラウンド修習											

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第3次募集) を申し込みます。

第3次申込欄 (7月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第3週	10/22	弁-34	人権に関する 施設見学	○

応募要件を満たす者で、希望する場合

- ※1 決定欄には何も記載しないこと。
- ※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。
- ※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける非課修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。
- ※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

【第3次募集結果例】

別紙7

6 第3次応募結果通知について

- (1) 結果発表 …… 7月28日(火)
- (2) 発表方法 …… 第4クールの各配属庁会の司法修習担当事務局から第3次申込書の決定欄に「○」を記入したものを配布

選択型実務修習プログラム申込書 (大阪・個別修習)

第1次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第78期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第1次募集) を申し込みます。

第2次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第2次募集) を申し込みます。

第3次募集申込用

年 月 日

令和元年度採用 (第73期)

大阪修習 (班)

組 番 氏名 印

下記のとおり、選択型実務修習の個別プログラム (第3次募集) を申し込みます。

91
P
2

第1次申込欄 (5月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第1週	10/8	全 2502	地歴知的財産権研修 (東京)	
	10/9			
第2週	10/12	同上	同上	
	10/16			
第3週	10/19	ホ		
	10/23			
第4週	10/26	扶-06	交通・知能犯捜査	○
	10/30			
第5週	11/2	民-28	医事部修習	
	11/6			
第6週	11/9	弁-31	不動産・借地借家の実務	
	11/13			
第7週	11/16		一律ホームグラウンド修習	
	11/17			

第2次申込欄 (6月18日締切)									
週	第1希望		第2希望		第3希望		第4希望		決定欄
	コード	プログラム名	コード	プログラム名	コード	プログラム名	コード	プログラム名	
第1週	全 2502								
第2週	同上								
第3週	ホ								
第4週	簡								
第5週	民-03	通常部A	ホ		刑-05	令状部	弁-29	債権回収	
第6週	同上	同上	民-04	家事一般	ホ		ホ		
第7週	一律ホームグラウンド修習								

第3次申込欄 (7月21日締切)				
週	開始日 終了日	コード	プログラム名	決定欄
第3週	10/22	弁-34	人権に関する 施設見学	○ ○

第3次募集で履修が決定した場合

- ※1 決定欄には何も記載しないこと。
- ※2 第1次応募期間には「第1次募集申込欄」に、第2次応募期間には「第2次募集申込欄」にそれぞれ希望するコード及びプログラムを記入し、第3次応募期間には「第3次募集申込欄」に応募要件を満たす者のうち、希望する者は応募有無欄に○を付し、締切日までに各庁会に提出すること。
- ※3 プログラムの履修が決定している週及びホームグラウンドにおける併設修習を実施することが決定している週については、コード欄に以下のとおり記載すること。
自己開拓プログラム=「自」、個別プログラム=「個」、ホームグラウンド=「ホ」、全国プログラム=「全」+コード番号。
- ※4 2週以上に渡るプログラムの場合は、2週目以降は「同上」とコード欄、プログラム名欄に記載すること。

選択型実務修習プログラム案内(裁判所)

裁判所が提供する選択型実務修習のプログラムについて

1 プログラムの概要

裁判所では、概略、以下のようなプログラムを用意している。詳細は各プログラムの紹介欄を参照されたい。

(1) 分野別実務修習の成果を深化・補完する修習プログラム

- ① 民事裁判—2週間及び1週間の通常部における修習プログラム(通常部修習)
- ② 刑事裁判—2週間及び1週間の通常部における修習プログラム(アドバンスト刑裁修習)
- ③ 家裁—家事総合、家事一般、少年事件の各1週間又は2週間の修習プログラム

(2) 分野別実務修習では体験できない専門的領域を修習するプログラム

民事裁判—知的財産権部(全国プログラムとして提供する。)、租税・行政部、商事部、労働部、倒産部、建築・調停部、執行部、交通部、医事部における各1週間又は2週間の専門部修習プログラム
家裁—人事訴訟・遺産分割係、後見・財産管理係における各1週間の修習プログラム

2 選択に当たっての注意事項

- (1) 基本的には、プログラムの期間が重ならない限り、各プログラムを自由に選択することができる。一例を挙げれば、以下の選択はいずれも可能である。

例1:第3～4週に民事通常部修習を、第1～2週にアドバンスト刑裁修習を選択

例2:第1～2週に民事通常部修習を、第4～5週に少年事件修習を、第6週に労働部修習を選択

- (2) 他方、できるだけ多くの修習生に多様な修習経験を積んでもらう趣旨から、次のように、同一又は同様のプログラムを異なる時期に重ねて選択することは認められない。ただし、民事通常部修習については、1週間のプログラムを2回選択することはできる。

○令状部修習を2回選択

○民事専門部のプログラムのうち、同じ専門部のものを時期を異にして2回選択

- (3) 修習プログラムによっては、募集条件が設けられているものもあるので、注意されたい。

コード	プログラム名	場 所		募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他		
		日	時						
民-01	通常部修習A	大阪地方裁判所 民事部		15	分野別民事裁判修習の深化・補完を目的に、原則として、分野別修習とは異なる部に少人数を配置する。 (深化型) 分野別修習では扱わない類型、難度の高い事件の検討及び起案をさせ、裁判官の訴訟運営を、集中的に、より深く経験させる。 (補完型) 分野別修習に不足を感じる、あるいは民事裁判に苦手意識を持つ司法修習生に対し、補完・復習をする内容の修習を提供する。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習A〔深化型〕」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室)		
			10月5日(月)～ 10月16日(金)						
	大阪地方裁判所 民事部		15	コード民-01の通常部修習Aと同様である。				申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習A〔深化型〕」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室)
大阪地方裁判所 民事部		15	コード民-01の通常部修習Aと同様である。		申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習A〔深化型〕」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室)			
							11月2日(火)～ 11月13日(金)		
大阪地方裁判所 民事部		10		期間を1週間とするほかは、コード民-01の通常部修習Aと同様である。			申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習B〔深化型〕」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室)	
									10月5日(月)～ 10月9日(金)

地
裁判所(民事)
方

	コード	プログラム名	場所	募集 人数	修習内容	募集条件	その他
			日時				
地 方 裁 判 所 (民 事)	民-05	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習B[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室)
			10月12日(月)~ 10月16日(金)				
	民-06	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習B[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室)
			10月19日(月)~ 10月23日(金)				
民-07	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習B[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室)	
		10月26日(月)~ 10月30日(金)					
民-08	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習B[深化型]」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室)	
		11月2日(月)~ 11月6日(金)					

コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他	
		日 時					
地 裁 判 所 (民 事) 方	民-09	通常部修習B	大阪地方裁判所 民事部	10	コード民-04の通常部修習Bと同様である。	申込み時に、深化型と補完型(修習内容欄参照)のいずれの修習を希望するかを申込書のプログラム名欄に記載すること(例:「通常部修習B(深化型)」)。なお、特に学びたい事柄がある場合にはその内容を記載した書面を提出すること。	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室)
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				
	民-10	租税・行政部修習 (地方自治)	大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部	10	行政事件のうち、とりわけ住民訴訟等の地方自治関係について、基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、住民訴訟に関する講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴、訴状審査や特定の事件についてのサマリー起案作成等を行う。	特になし	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部
			10月12日(月)～ 10月16日(金)				
民-11	租税・行政部修習 (総合)	大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部	10	行政事件一般に関する基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、行政事件の実務上の諸問題についての分野別講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴のほか、訴状審査や特定の事件についての共同研究やサマリー起案作成等を行う。また、期間中に大阪入国管理局を訪問するプログラムを用意している。	特になし	集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部	
		10月19日(月)～ 10月23日(金)					
民-12	租税・行政部修習 (税務訴訟)	大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部	10	行政事件のうち、とりわけ税務訴訟関係について、基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、税務訴訟に関する講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴、訴状審査や特定の事件についてのサマリー起案作成等を行う。また、期間中に国税不服審判所を訪問するプログラムを用意している。	特になし	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部	

	コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
地 裁 判 所 (民 事) 方	民-13	商事部修習	大阪地方裁判所 第4民事部	8	商事事件の基本的な考え方を習得することを目標として、会社訴訟事件・会社非訟事件の事件記録検討、法廷傍聴、裁判官との座談会等を行う。	事前に「大阪地裁における商事事件の概況」(商事法務2210号13頁)に目を通しておくこと(参考文献「会社訴訟の基礎」(商事法務)、「実務ガイド新・会社非訟」(きんざい))。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第4民事部
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	民-14	商事部修習	大阪地方裁判所 第4民事部	8	コード民-13の商事部修習と同様である。	コード民-13の商事部修習と同様である。	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第4民事部
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				
民-15	労働部修習	大阪地方裁判所 第5民事部	8	労働事件の実務上の諸問題を講義するとともに、民事裁判の分野別修習での成果を基礎として、労働事件の事件記録検討、法廷傍聴、労働審判傍聴、主張整理や事実認定等に関するサマリー起案、修習生間の討議及び裁判官の講評を通じ、裁判所の取り扱う労働事件を修習させる。また、大阪府労働委員会を訪問するプログラムを用意している。	特になし	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第5民事部	
		10月12日(月)～ 10月23日(金)					
民-16	労働部修習	大阪地方裁判所 第5民事部	8	期間を1週間とすること、サマリー起案を実施しないこと及び大阪府労働委員会を訪問するプログラムがないことのほかは、基本的にコード民-15の労働部修習と同様である。	特になし	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第5民事部	

	コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
地 裁 判 所 (民 事) 方	民-17	倒産部修習	大阪地方裁判所 第6民事部	30	講義(破産管財, 同時廃止, 民事再生, 個人再生), 事件記録の検討, 各種手続の傍聴(同時廃止口頭審査, 集団免責審尋, 一般管財債権者集会等), 問題研究, さらに裁判所書記官を交えた座談会や弁護士(管財人・監督委員等経験者)による講演を通じて, 倒産法に関する理論及び当部に蓄積された倒産事件処理上の工夫について考察を深め, 実務家として倒産事務処理に必要な知識を身につけることを目的とする。	倒産処理法入門(有斐閣・山本和彦著)程度の倒産法全般に関する基礎的知識を有していることが望ましい。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:司法修習生指導室
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	民-18	倒産部修習	大阪地方裁判所 第6民事部	30	コード民-17の倒産部修習と同様である。	コード民-17の倒産部修習と同様である。	集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:司法修習生指導室
			10月26日(月)～ 10月30日(金)				
	民-19	建築・調停部修習	大阪地方裁判所 第10民事部	8	当部に係属する建築関係訴訟事件, 各種調停事件及び借地非訟事件について, 講義, 記録検討, 手続傍聴等を行い, 裁判官のみならず, 専門委員又は調停委員との意見交換を通じて, 専門訴訟の審理や調停事件・借地非訟事件の実務に関する知識を習得するとともに, 建築に関する法律問題につき, 研究レポートを提出することによって, 上記各事件に関する理解を深める修習を行う。	資歴級「建築関係訴訟における設計上及び施工上の瑕疵についての各論的検討」判タ1389号38頁に目を通しておくのが望ましい。	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第10民事部
			10月12日(月)～ 10月23日(金)				
民-20	建築・調停部修習	大阪地方裁判所 第10民事部	6	当部に係属する建築関係訴訟事件及び各種調停事件について, 講義, 記録検討, 手続傍聴等を行い, 裁判官のみならず, 専門委員又は調停委員との意見交換を通じて, 専門訴訟の審理や調停事件の実務に関する知識を習得し, 上記各事件に関する理解を深める修習を行う。	コード民-19の建築・調停部修習と同様である。	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第10民事部	
		11月9日(月)～ 11月13日(金)					

	コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
地 裁 判 所 (民 事) 方	民-21	執行部修習	大阪地方裁判所 第14民事部	8	執行センター(新大阪)における民事執行事件のうち、主として、執行裁判所を執行機関とする不動産執行事件及び債権執行事件について、講義(裁判官、書記官、執行官、評価人を講師とする。)、記録検討、演習等のほか、執行官の執行現場に同行することにより、実務に必要な執行手続の知識を身に付ける(ただし、事件動向等により実施できないカリキュラムが生じる場合がある。)	入門書及び民事弁護教材「民事執行(補正版)」を熟読し、民事執行手続についての基礎知識があること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部(新大阪庁舎4階、執行センター案内係)
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	民-22	執行部修習	大阪地方裁判所 第14民事部	8	コード民-21の執行部修習と同様である。	コード民-21の執行部修習と同様である。	集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部(新大阪庁舎4階、執行センター案内係)
			10月26日(月)～ 10月30日(金)				
民-23	執行部修習	大阪地方裁判所 第14民事部	8	コード民-21の執行部修習と同様である。	コード民-21の執行部修習と同様である。	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部(新大阪庁舎4階、執行センター案内係)	
		11月9日(月)～ 11月13日(金)					
民-24	交通部修習	大阪地方裁判所 第15民事部	8	交通専門部の事件処理の概要についての講義や、手続の傍聴及びこれに付随する争点の検討や和解案の作成のほか、人身損害に関する損害賠償請求事件の記録を用いてサマリー起案とこれに対する裁判官の講評を行うことなどによって、実務的な観点から裁判所の取り扱う交通事件を修習する。合議記録の検討も予定している。	事前に別冊判例タイムズ38号「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準(全訂5版)」(判例タイムズ社)1ないし23頁に目を通しておくことが望ましい。	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第15民事部	

(裁判所)

	コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			口 時				
地 方 裁 判 所 (民 事)	民-25	交通部修習	大阪地方裁判所 第15民事部	8	コード民-24の交通部修習と同様である。	コード民-24の交通部修習と同様である。	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第15民事部
			11月2日(月)～ 11月6日(金)				
	民-26	医事部修習	大阪地方裁判所 第17民事部・第19民事部・第20民事部	10	医事関係訴訟の処理状況や審理方法等について、その概要を説明した上で、事件記録の検討や手続の傍聴を通じて、医事集中部における事件処理の実務を直に経験させるほか、事件記録に基づくサマリー起案等を行う。また、医事関係訴訟の審理上の問題点に関して協議・検討するなど、裁判所から見た医事関係訴訟の事件処理のあり方の理解を深める修習を行う。	事前に「大阪地方裁判所医事部の審理運営方針」(判タ1335号5頁 2011.1.15, ダイジェスト版は裁判所FIP (http://www.courts.go.jp/osaka/vcms_f/310001.pdf)に掲載。)に目を通しておくことが望ましい。なお、その他の参考文献として、大島良一「医療訴訟の現状と将来—最高裁判例の到達点—」(判タ1401号5頁 2014.8.1)も挙げられる。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁508号法廷
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
民-27	医事部修習	大阪地方裁判所 第17民事部・第19民事部・第20民事部	10	コード民-26の医事部修習と同様である。	コード民-26の医事部修習と同様である。	集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:大阪地裁508号法廷	
		10月26日(月)～ 10月30日(金)					
民-28	医事部修習	大阪地方裁判所 第17民事部・第19民事部・第20民事部	10	コード民-26の医事部修習と同様である。	コード民-26の医事部修習と同様である。	集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁508号法廷	
			11月2日(月)～ 11月6日(金)				

	コード	プログラム名	場 所		募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日	時				
地 裁 判 所 （ 刑 事 ） 方	刑-01	アドバンスト刑裁修習	大阪地方裁判所 刑事部	10月5日(月)～ 10月16日(金)	8	分野別実務修習の深化型として、刑事裁判における事実認定や訴訟手続に関する実質的理解を深めるため、少人数で、より密接な指導を行う。具体的には、①裁判員裁判の審理、評議の傍聴、②中規模否認事件の記録検討及び起案、③控訴審修習、④租税事件を含む財政経済事件の修習、⑤令状部修習(ただし、同時期に実施される令状部修習の応募者が少なく、令状部が受け入れ可能な場合に限る。)などのメニューの中から、修習生の希望を踏まえて実施する。	申込み時に、「本プログラムに応募した理由と特に学びたい事柄」を記載した書面を提出すること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室
			大阪地方裁判所 刑事部					
	刑-02	アドバンスト刑裁修習	大阪地方裁判所 刑事部	10月12日(月)～ 10月16日(金)	8	コード刑-01のアドバンスト刑裁修習の短縮版であり、期間が短いため、①の裁判員裁判の審理、評議の傍聴は実施できないが、それ以外の点は、コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。	コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。	集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室
			大阪地方裁判所 第10刑事部					
刑-03	令状部修習	大阪地方裁判所 第10刑事部	10月7日(水), 10月8日(木)	2	分野別修習においても、1日の令状部修習を行っているが、それでは物足りないと感じる修習生の応募に期待する。	特になし	集合日時:10月7日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室	
刑-04	令状部修習	大阪地方裁判所 第10刑事部	10月14日(水), 10月15日(木)	2	コード刑-03の令状部修習と同様である。	特になし	集合日時:10月14日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室	

(裁判所)

	コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
地 方 裁 判 所 (刑 事)	刑-05	令状部修習	大阪地方裁判所 第10刑事部	2	コード刑-03の令状部修習と同様である。	特になし	集合日時: 11月4日午前9時20分 集合場所: 第10刑事部裁判官室
			11月4日(水), 11月5日(木)				
地 方 裁 判 所 (刑 事)	刑-06	刑事模擬裁判 (3庁合同企画)	大阪地方裁判所 裁判員裁判用法 廷(予定)	22	裁判員対象事件の否認事件の記録に基づき、裁判官役、検察官役、弁護人役に分かれ、公判前整理手続、公判審理、判決宣告までを1週間で集中的に実践する(なお、修習生が証人役、被告人役、裁判員役を担当することは予定していない。)。公判審理及び評議は、裁判員役も参加して実施されるが、評議は、検察官役及び弁護人役にも傍聴してもらい、当事者の訴訟活動が裁判所からどのように理解されたのかを確認する。この評議の傍聴を通じて、参加者全員が、相互にその訴訟活動を評価、検討し、単に体験しただけに終わらない模擬裁判となることを目指している。終了後、三庁の指導官が合同で懇切な講評を行う。なお、修習生の負担が過重にならないように配慮して行う予定である。	特になし	追って連絡する。
			10月19日(月)～ 10月23日(金)				

コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他	
		日 時					
家 庭 裁 判 所 (家 事 ・ 少 年)	家-01	人事訴訟・遺産分割 修習	大阪家庭裁判所 人事訴訟・遺産分 割係	6	人事訴訟及び遺産分割の最近の状況、処 理上の諸問題を紹介するとともに、事件記 録検討、人事訴訟の法廷傍聴、遺産分割調 停・審判の傍聴、起案、修習生間の討議及 び裁判官の講評を通じ、人事訴訟及び遺産 分割の事件処理について実践的な修習を 行う。なお、家事総合修習における人事訴 訟及び遺産分割事件の修習と一部重複す ることになる。	申込時に、「本プログラムに応 募した理由と特に学びたい事 項」を記載した書面を提出す ること。	集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議 室 なお、家事総合修習を選択した場 合でも、本プログラムを併せて選択 することは可能である。
			10月5日(月)～ 10月9日(金)				
	家-02	家事総合修習	大阪家庭裁判所 家事部	16	将来家事事件を専門的に扱いたいと希望す る者や、家事事件に興味深い者を対象と して、家事一般部における、調停・審判の傍 聴やケース研究等を中心としたより高度な内 容の修習のほか、分野別修習では経験でき ない、遺産分割、人訴、後見等の各専門部 (係)修習を含めた、家事事件全体の総合的 な修習を内容とする。各専門部(係)修習で は、講義や傍聴の他に、記録検討等を行う。	特になし	集合日時:10月12日午前9時20 分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議 室
			10月12日(月)～ 10月23日(金)				
	家-03	少年事件修習	大阪家庭裁判所 少年部	8	分野別実務修習の補充・深化型として、少 年事件に関心のある者を対象に、その処理 全般について理解を深めるものであり、各部 に2週間配属して修習させる。各指導裁判 官に配置する修習生の数を分野別実務修 習時よりも少なくして、密度の濃い接点を確 保しながら、少年審判の傍聴、記録検討等 を中心に、審判運営の在り方、非行性及び 要保護性の把握、処遇の選択等、少年事件 全般についてきめ細やかな指導を行う。ま た、裁判官・家庭裁判所調査官による講義・ 事例研究、家庭裁判所調査官による面接調 査の見学、少年院等の施設見学を実施す る。	特になし	集合日時:10月26日午前9時20 分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議 室
			10月26日(月)～ 11月6日(金)				

	コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
家 庭	家--04	家事一般修習	大阪家庭裁判所 家事一般部	16	離婚、婚姻費用分担、養育費、子の監護者 指定、面会交流等、家事一般部が担当する 調停・審判事件について、裁判官・家庭裁 判所調査官による講義、傍聴、ケース研究 等を行う(家庭裁判所調査官の調査の傍聴 ができる場合もある。)。なお、遺産分割、財 産管理、人事訴訟、後見については修習対 象外となる。	特になし	集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議 室 なお、家事総合修習における家事 一般部での修習と内容が重複する 部分がある。
			11月9日(月)～ 11月13日(金)				
家 庭	家一05	後見・財産管理修習	大阪家庭裁判所 後見・財産管理係	5	成年後見事件・財産管理事件の最近の状 況、処理上の諸問題を紹介するとともに、配 録検討、修習生間の討議及び裁判官の講 評を通じ、成年後見事件・財産管理事件の 事件処理について実践的な修習を行う。な お、家事総合修習における成年後見事件の 修習と一部重複することになる。	特になし	集合日時:10月12日午前9時20 分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議 室
			10月12日(月)～ 10月16日(金)				

選択型実務修習プログラム案内(検察庁)

〈73〉

107ページ

コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
	名 称	日 時				
検-01	捜査補完 (2週コース)	大阪地検	6	総務部指導係検事の指導の下、事件の捜査及び処理(捜査方針の検討、取調べ、起訴状等起案)を通じ、検察官による捜査についての理解を深める。	申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月5日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
		10月5日(月) ~10月16日(金)				
検-02	公判補完A	大阪地検	5	公判部検事の指導の下、公判準備(証拠整理、冒頭陳述及び論告等起案)や法廷傍聴等を行い、検察官の公判活動についての理解を深める。	申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月19日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
		10月19日(月) ~10月23日(金)				
検-03	公判補完B	大阪地検	5			集合日時:11月9日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
		11月9日(月) ~11月13日(金)				
検-04	捜査・公判実務	大阪地検等	5	警察で実施する捜索や実況見分、検察庁における医師等の専門家からの聴取、警察との事件協議、公判準備(リハーサル等)、控訴審議などに参加・同行し、様々な実務体験をする中で、検察実務への理解を深める。*事件により内容は適宜のものとなる。	申込者数が募集人員を超えた場合は、抽選で修習を受ける者を選抜する。	集合日時:11月2日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
		11月2日(月) ~11月6日(金)				
検-05	強行犯等捜査	大阪地検等	6	殺人等の凶悪犯罪や暴力団事件の特性等を事件記録等を通じて学び、また、児童虐待事件に関して、司法面接の傍聴、児童相談所への訪問等を通じて、検察庁における各種強行犯事件への取り組みや実情についての理解を深める。	申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月12日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
		10月12日(月) ~10月16日(金)				
検-06	交通・知能犯捜査	大阪地検	6	交通事件の考え方や捜査手法について、記録検討や取調べ傍聴等を通じて学習し、また直告等の独自捜査事件の特性を事件記録等を通じて学ぶことで、交通事件及び知能犯事件についての総合的な理解を深める。	申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月26日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
		10月26日(月) ~10月30日(金)				
検-07	講義・見学A (法務検察コース)	大阪地検等	20	法務省及び検察庁その他関係機関の職務内容等についての講義・見学等を通じ、多岐にわたる検察官の職務内容についての理解を深める。詳細な日程及び内容は別紙1参照のこと。	申込者数が募集人員を超えた場合は、抽選で修習を受ける者を選抜する。	集合日時:10月5日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
		10月5日(月) ~10月9日(金)				
検-08	講義・見学B (警察コース)	大阪地検等	30	警察の諸活動についての講義・見学等を通じ、犯罪、捜査及び犯罪防止活動に関する理解を深める。詳細な日程及び内容は別紙2参照のこと。	申込者数が募集人員を超えた場合は、抽選で修習を受ける者を選抜する。	集合日時:11月9日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室
		11月9日(月) ~11月13日(金)				

地方
検察庁

別紙1

第73期選択型実務修習日程(案)【講義・見学A(法務・検察コース) 募集人数20名】

令和2年		午前	午後
10/5	月	オリエンテーション 講義 (大阪国税局査察部)	見学 (大阪拘置所)
10/6	火	見学 (大阪税関 関西空港税関支署)	見学 (大阪入国管理局 関西空港支局)
10/7	水	見学 (近畿厚生局 麻薬取締部)	講義 (大阪保護観察所)
10/8	木	見学 (大阪入国管理局)	見学 (大阪海上保安監部)
10/9	金	講義 (大阪法務局訟務部)	感想表, 修習関係提出書類等作成・提出

* 講師又は見学先の都合により, 日程・内容等を変更することがある。

別紙2

第73期選択型実務修習日程(案)【講義・見学B(警察コース)・募集人数30名】

令和2年		午前		午後		
11/9	月	オリエンテーション		見学 (府警本部留置施設 取調室等)	講義 (生活安全関係) ・サイバー犯罪捜査について ・ストーカー・DV対策について ・児童虐待対策について	講義・見学 (地域警察活動状況、 パトカー見学)
11/10	火	見学 A班:通信指令室 B班:交通管制センター	講義 (凶悪犯の犯罪情勢)	見学・講義 (第1機動隊活動見学等)		
11/11	水	見学 A班:交通管制センター B班:通信指令室	講義 (窃盗犯の現状)	A班:講義・見学 (各種簡易薬物検査キットの使用要領等) B班:体験・見学 (鑑識教養, 模擬体験等)	B班:講義・見学 (各種簡易薬物検査キットの使用要領等) A班:体験・見学 (鑑識教養, 模擬体験等)	
11/12	木	見学・講義 (交通指導取締 主要交差点取締見学 飲酒運転取締等)		講義・見学 (暴力団犯罪の実情, 賭博の方法等)	A班:見学・講義 (交通鑑識見学等) B班:講義 (暴走族取締)	B班:見学・講義 (交通鑑識見学等) A班:講義 (暴走族取締)
11/13	金	見学 (警察犬訓練センター)		感想表, 修習関係提出書類等作成・提出		

*講師等の都合により、日程・内容等を変更することがある。

選択型実務修習プログラム案内（弁護士会）

大阪弁護士会提供プログラムの募集について

1. ここでは、個別修習プログラムのうち大阪弁護士会提供プログラムの応募に関する注意事項を記載しています。大阪での選択型実務修習や個別修習プログラムに関する全体的な注意事項は、選択型実務修習の実施要領、個別修習プログラムの応募要領を参照してください。
2. ホームグラウンド修習の時期については、必ず指導担当弁護士と事前に調整してください。特にホームグラウンドとなる指導担当弁護士が第73期修習生2名を指導している場合、ホームグラウンド事務所として、修習生2名を受入れることになります。事務所によっては物理的に修習生2名の席を確保できないことがありますから、必ず事前に指導担当弁護士と協議してホームグラウンド修習の時期を決めてください。
3. 大阪弁護士会提供プログラムについては、同一内容のプログラムを2回以上選択することも可能です。例えば、第1、2週で他事務所修習1（弁-01）を選択し、第3、4週で他事務所修習2（弁-12）を選択することも可能です。但し、応募が定員を超過するときは他の応募者を優先します。
4. 提供プログラムのほとんどが午後5時で終了となりますが、プログラムによっては午後3時等で終了する場合があります。午後5時以前に終了した場合は、午後5時（具体的時刻は指導担当弁護士の指示による）まではホームグラウンド修習です。
5. 「労働（弁-05）」は応募資格が制限されていますから注意してください。
6. 「人権に関する施設見学（ ）（弁-34）」では、同時期に実施される別のプログラムのうち、一部のプログラムとの重複選択が可能です。詳細は、同プログラムの修習内容欄を参照してください。
7. 各プログラムの内容は、具体化する過程で今後若干変更することがあります。大阪弁護士会は、個別修習プログラムの募集期間の開始までに、弁護士会提供プログラムの詳細（講師、訪問先の特定、プログラムの日割り表など）を別途開示しますので、参考にしてください。
8. 【選択型実務修習に関する説明会】
2020年（令和2年）1月17日（金）午後6時から、大阪弁護士会館2階にて選択型実務修習に関する説明会を開催します。大阪弁護士会の主催ですが、大阪地方裁判所、大阪地方検察庁からも担当者が出席されます。全国プログラム、自己開拓プログラム、個別修習プログラムなどの募集要領と、三庁が提供する個別修習プログラムの詳細などを説明する予定です。任意参加ですが、できるだけ出席をしてください（別途詳細を案内します）。

庁会	コード 番号	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募集条件	そ の 他
			日 時				
弁護士会	弁-01	他事務所修習1	弁護士事務所 10月5日(月)～ 10月16日(金)	10	ホームグラウンドとは別の弁護士事務所にて修習をおこなう(指導弁護士1名に修習生1名配属)。できるだけホームグラウンドとは異なった規模、弁護士数の事務所に配属できるようにしたい。 修習内容はホームグラウンド修習とほぼ同じである。		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
	弁-02	刑事重点事務所修習a	弁護士事務所 10月5日(月)～ 10月16日(金)	2	ホームグラウンドとは別の弁護士事務所にて修習をおこなう(指導弁護士1名に修習生1名配属)。修習内容はホームグラウンド修習と同じである。「他事務所修習」プログラムと類似しているが、本プログラムの指導弁護士は刑事事件を数多く取り扱っていることから、刑事弁護に重点を置いた貴重な経験の場となろう。なお、本プログラムでは、指導弁護士が扱う「刑事以外の分野」も修習する。		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
	弁-03	捜査弁護A	弁護士事務所ほか 10月5日(月)～ 10月9日(金)	1	刑事弁護委員会委員と接見に同行し、身体拘束からの解放の弁護活動や、勾留請求却下を求める意見書、準抗告申立書、その他必要な起案を行い、捜査弁護の業務について修習する。		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。
	弁-04	子どもの権利	弁護士会館ほか 10月5日(月)～ 10月9日(金)	15	少年事件の手続及び付添人活動の実践、子どもの虐待、学校・いじめ問題、外国籍の子どもの人権その他子どもの権利に関する実務、法的知識の修得等をフォローするプログラムを提供する。 内容は、1. 少年事件ゼミ、2. 少年事件模擬裁判、3. 少年事件起案、4. 児童虐待・児童福祉問題、5. 学校・いじめ問題、6. 外国籍の子どもの人権、7. 児童自立支援施設見学、8. 法教育授業など。 このプログラムの指導弁護士は、子どもの権利を巡る事件を多数取り扱っており、その具体的な実践を聞くチャンスとなる。子どもの権利に関心の高い修習生にとっては、子どもの最善の利益とは何かを考える貴重な機会となるだろう。		集合日時:10月5日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-05	労働	弁護士会館 10月5日(月)～ 10月9日(金)	15	労働事件は労使によって見解や受任後の対応が大きく異なるので、労使双方の立場から実務的な知識を提供する。労働法の知識だけでなく、裁判所、労働委員会等での法的手続に密着した実務的な内容に重点を置く。労働審判にも触れる。 講師は労使双方の代理人として経験豊富な弁護士を予定。講義だけでなく、事例を与えてのゼミ形式の議論や、簡略な起案、労働現場見学、その他の施設見学なども行いたい。 なお、当プログラムは原則として労働法既修者を対象としている。未修者は少なくとも労働法の基本書程度は読了しておきたい。	法科大学院で「労働法」を履修した者対象。未履修者の場合は少なくとも労働法の基本書程度は読了すること。	集合日時:10月5日午前10時 集合場所:弁護士会館

庁会	コード 番号	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募集条件	そ の 他
			日 時				
弁護士会	弁-06	捜査弁護B	弁護士事務所ほか	1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。
			10月12日(月)～ 10月16日(金)				
	弁-07	民事介入暴力及び 弁護士業務妨害	弁護士会館ほか	18	本講義では、「民事介入暴力」と「弁護士業務妨害」を取り上げるが、「民事介入暴力」とは、民事事件において、当事者・利害関係人等が他の事件関係人に対して行使する暴行、脅迫その他の迷惑行為、及びそれらの行使を示唆する盲動並びに社会通念上、権利の行使又は実現のための限度を超える一切の不当な行為を指す。そのため、「民事介入暴力」は、暴力団やその他の反社会的勢力によるものだけでなく、行為主体の属性に限らず、不当要求(法的根拠や社会的妥当性を欠く要求行為)が含まれ、弁護士として民事事件を取り扱う上で避けては通れない問題である。また、近年では、反社会的勢力は、実態の掴みづらい「半グレ」集団へと広がりを見せるとともに、自らが反社会的勢力に属していることを示さないようになっている。さらに、反社会的勢力に属さない者からの企業、行政等に対する不当要求による問題も深刻化しており、かかる不当要求に対する対応へのニーズも高まっている。 そこで、本講義では、経験豊かな講師陣が、弁護士と反社会的勢力との関いの歴史、暴対法や暴排条例の解説といった基礎知識から、組事務所の明渡し、組長への使用者責任の追及などの法的対応に加え、企業、教育現場、行政などの様々な場面からの暴排、さらには不当要求排除への法的対応を具体的な事案を示しつつ、解説する。また、上記法的対応を行うにあたっては、民事保全法や民事執行法の理解も不可欠であることから、具体的な事例に基づき、受任から執行までの具体的な対応を解説する中で、民事保全法や民事執行法の解説も行う。 これに加え、証券会社、執行代行業者の方など、実務に精通した講師招き、それぞれの現場からの臨場感あふれる生の声を聴くことができる。さらに、業務妨害により弁護士やその家族、事務員が襲われるという事案が発生しており、また、弁護士に対する業務妨害の態様も変容してきていることから、業務妨害から身を守るために、業務妨害の具体的な事例を示しつつ、その対応要領について解説する。	集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館	
弁-08	犯罪被害者支援	弁護士会館ほか	15	「犯罪被害者の実情を知ること」を目標に、①犯罪被害者支援に精通した弁護士による講義、②実際に被害者参加を経験した被害者による講演、③被害者参加弁護士が活動する刑事裁判の法廷傍聴、④支援員による講演、⑤犯罪被害者(役の弁護士)からの相談に応じる実演演習等を行う。また、フィールドワークとしてDVシェルターの施設見学やの訪問等も行う予定である。 この修習を通じて、被害者に共感できる弁護士になっていただきたい。	裁判官志望者、検察官志望者、「刑事弁護に熱心に取り組む弁護士を目指す方」も大歓迎。	集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館	

庁会	コード 番号	プログラム名	場 所		募集 人数	修 習 内 容	募集条件	そ の 他
			日	時				
弁 護 士 会	弁-09	倒産法実務	弁護士会館		22	①個人の債務整理(任意整理、自己破産等)、②個人の民事再生・小規模個人再生、③破産管財申立て・破産管財実務、④法人の民事再生、⑤大型事件、⑥会計・税務の基礎、⑦法人の私的整理など。合計4日間のプログラムです。なお、講義ばかりではなく、修習生が主体的に参加できるゼミ形式のプログラムや、債権者集会の見学なども盛り込む予定です。ただし、プログラム内容は講師や具体的時間配分の都合などによって若干変更する可能性があります。選択科目で倒産法未受験者の方や、初学者でも大丈夫です！		集合日時:10月13日午前9時30分 集合場所:弁護士会館 ※10月12日(月)はホームグラウンド修習となる予定です。
	弁-10	知的財産侵害の実務	弁護士会館ほか		15	知的財産権侵害事件についての起案・講評及び商標法、不正競争防止法、著作権、知的財産契約に関する講義・事例演習等を行い、社会見学も実施する。	法科大学院で知的財産法を履修していることが望ましいが、興味のある方は歓迎します。	集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館 ※10月16日(金)はホームグラウンド修習となる予定です。
	弁-11	消費者被害救済のための実務	弁護士会館		22	不当条項の効力や団体訴訟、訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス、通信販売、マルチ商法、語学教室・エステサロン契約、クレジットによる分割払いを利用した取引などを規制する消費者契約法、特定商取引法及び割賦販売法などの特別法、インターネット取引・携帯電話をめぐるトラブル、先物取引、証券取引をめぐる消費者被害、欠陥住宅・製品事故による被害、多重債務者被害の救済のための任意整理、民事再生、自己破産、利息制限法違反の貸付けによる過払利息の回収など、多岐にわたる消費者被害についての一般的知識を教授する。		集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館
	弁-12	他事務所修習2	弁護士事務所		10	弁-01と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
	弁-13	刑事重点事務所修習b	弁護士事務所		2	弁-02と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間
	弁-14	捜査弁護C	弁護士事務所ほか		1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。
				10月12日(月)～ 10月16日(金)				
			10月12日(月)～ 10月16日(金)					
			10月12日(月)～ 10月16日(金)					
			10月19日(月)～ 10月30日(金)					
			10月19日(月)～ 10月30日(金)					
			10月19日(月)～ 10月23日(金)					

庁会	コード 番号	プログラム名	場 所		募集 人数	修 習 内 容	募集条件	そ の 他
			日	時				
弁護士会	弁-15	行政分野	弁護士会館ほか		20	行政実務についての講義又はゼミ、模擬行政法律相談等の体験学習及び地方自治体(現在選定中。)見学を通じて、行政実務について、修習することを目的とする。 普段行くことができない場所を訪問し、普段会ってお話を聞けない方のお話を聞くことができるようにプログラムを選定する(過去には、自治体首長との昼食会、議会の議場見学、任期付弁護士職員との懇談、自治体の顧問を務める弁護士や住民訴訟の原告本人による講演等を行った。)		集合日時:10月19日午前10時 集合場所:弁護士会館
		10月19日(月)～ 10月23日(金)						
	弁-16	公害・環境裁判の現状と 弁護士の取り組み	弁護士会館ほか		11	環境問題への取組み方や関わり方、廃棄物問題、歴史的建造物保存、原発・エネルギー問題、公害訴訟についてそれぞれ弁護士による講義を実施するほか、原告として公害問題に関与された方からのヒアリング、各環境問題についてのフィールドワークを実施予定である。		集合日時:10月19日午前10時 集合場所:弁護士会館
		10月19日(月)～ 10月23日(金)						
	弁-17	高齢者・障がい者問題の 実務を学んでおこう -「ひまわり」実践版-	弁護士会館ほか		15	成年後見、介護事故、虐待、障がい者差別禁止、障がいのある人の刑事事件などを実践的に取り扱う講座である。 この講座は、法律家として高齢者・障がい者問題について知っておく必要のある基礎的なことを、討論、起案などを通じて実践的に学べる修習生参加型の講座になっている。 ケースメソッドによる成年後見講義、訴状起案演習、高齢者虐待についてのグループ討論、ロールプレイによる高齢者との面接技法などのほか、施設や精神科病院見学なども予定し、実務に役立つノウハウを効果的に学べるようメニューを組んでいる。 ※弁-20のひまわり「体験版」と併せて受講すれば、実践版の経験を踏まえて体験版の講義内容を具体的なものとして理解できる。もちろん、このプログラムのみの選択も可。		集合日時:10月19日午前10時 集合場所:弁護士会館
	10月19日(月)～ 10月23日(金)							
弁-18	捜査弁護D	弁護士事務所ほか		1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。	
	10月26日(月)～ 10月30日(金)							
弁-19	憲法	弁護士会館ほか		15	例年、 1 憲法関連の外部施設見学(2019年度は、自衛隊基地、主に在日コリアンからなるNPOを訪問した。) 2 弁護士による講義(2019年度は、憲法訴訟の戦い方、セクシュアル・マイノリティと憲法、法廷内での手錠・腰縄と憲法、平和主義、自衛隊と憲法をテーマとした。) 3 憲法に関するディベート(これまで、ヘイトスピーチ、同性婚、クウォーター刑事訴訟などをテーマとした。) 等を実施している。		集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館	
	10月26日(月)～ 10月30日(金)							

庁会	コード 番号	プログラム名	場 所		募集 人数	修 習 内 容	募集条件	そ の 他
			日	時				
弁護士会	弁-20	福祉の現場を体験してみよう -「ひまわり」体験版-	弁護士会館ほか	10月26日(月)～ 10月30日(金)	15	<p>高齢者、知的障がい者の2種の施設について4日間の実習を行う。各修習生にはこの中から1施設を選び、介護実習をしてもらう。実習施設は、できる限り修習生の希望に添うようにしたい。</p> <p>この講座は、介護実習において、利用者と同じ目線で人として接することを通じて、(認知症)高齢者、知的障がいのある人が施設でどのように暮らし、何を考えているかを現実体験してもらう体験型の講座である。</p> <p>実習を行った修習生からは、実習してみて、そこで生活する人の生の姿に接することができ、施設で暮らす人についての自分のこれまでのイメージが変わったという感想が寄せられている。修習生である今しか体験できないもので、弁護士になってからではなかなか体験の機会はない。</p> <p>※弁-17のひまわり「実践版」と併せて受講すれば、体験版の経験を踏まえて実践版の講義内容を具体的なものとして理解できる。もちろん、このプログラムのみの選択も可。</p>		<p>集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館</p>
			弁護士会館ほか					
	弁-21	人権活動の現場から	弁護士会館ほか	10月26日(月)～ 10月30日(金)	15	<p>人権擁護委員会が人権救済申立事件調査や法律相談を行っている施設等の見学を中心として、人権活動の必要性を肌身で感じてもらう。講義としては、国際人権条約や生活保護法、出入国管理法、矯正実務関係法など、研修所では学ぶ機会が少ないが人権擁護活動に役立つ法令を学習する。</p> <p>また、両性の平等(女性の権利)という視点から、特に女性が被害に遭いやすいDV、セクハラ、母子の貧困、その他性暴力などの事件について、講義と施設見学を織り交せて実務的な研修を行う。なお、セクシュアル・マイノリティに関する講義や男女共同参画推進本部委員による研修(弁護士会における男女共同参画推進・休業中等の弁護士業務支援制度等を予定)もあわせて行う予定である。</p>		<p>集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館</p>
	弁-22	民事弁護実務	弁護士会館	10月26日(月)～ 10月30日(金)	22	<p>民事弁護を業務としておこなう中で必要な実技を指導する。以下のものを扱う予定であるが、講師や具体的時間配分の都合によって若干変更する可能性があるから、留意されたい。</p> <p>①裁判書類の送達、②裁判手続での証拠収集、③不動産登記入門、④証拠の検討と収集、⑤遺言書作成、⑥コミュニケーション(書面作成)、⑦聴き取り・相談、⑧尋問技術、⑨訴訟外紛争処理手続、⑩事実認定、⑪弁護士報酬</p>		<p>集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館</p>
	弁-23	他事務所修習3	弁護士事務所	11月2日(月)～ 11月13日(金)	10	弁-01と同様		<p>集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間</p>
弁-24	刑事重点事務所修習c	弁護士事務所	11月2日(月)～ 11月13日(金)	2	弁-02と同様		<p>集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間</p>	

庁会	コード 番号	プログラム名	場 所		募集 人数	修 習 内 容	募集条件	そ の 他
			日	時				
弁護士会	弁-25	捜査弁護E	弁護士事務所ほか		1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。
			11月2日(月)～ 11月6日(金)					
	弁-26	交通事故の損害賠償と飲酒の運転への影響の体験講習	弁護士会館ほか		20	交通事故事件に関する講義、ゼミの他、修習期間中1日は自動車教習所でシミュレーター及び実車を使つての飲酒運転体験講習を実施する。		集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館
			11月2日(月)～ 11月6日(金)					
	弁-27	離婚と相続/ 相談から調停まで	弁護士会館		10	講義(実務上の留意点)、模擬相談、模擬調停を離婚・相続のそれぞれについて実施する。		集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館
			11月2日(月)～ 11月6日(金)					
	弁-28	医療紛争実務	弁護士会館ほか		15	・医療機関見学() ・実際の事件記録を題材とした模擬証人尋問 ・その他ゼミナール形式による研究		集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館
		11月2日(月)～ 11月6日(金)						
弁-29	債権回収	弁護士会館		15	債権回収業務に関する講義を行う予定である。具体的には、債権回収に関する事例研究、受任にあつての注意事項、有効な債権回収方法の検討に関する講義を開催する。なお、ゼミ(修習生が主体的に取り組むプログラム)も検討中。		集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館	
		11月2日(月)～ 11月6日(金)						
弁-30	捜査弁護F	弁護士事務所ほか		1	弁-03と同様		集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。	
		11月9日(月)～ 11月13日(金)						
弁-31	不動産・借地借家の実務	弁護士会館		15	午前中は、宅地・建物取引についての紛争を設例をもとにして、弁護士として相談を受けるところから一定の解決を示すところまで、議論を通じて、説明する予定。 午後は、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、税理士からそれぞれの専門分野について、講義形式で説明する。 ただし、プログラム内容は講師や具体的時間配分の都合などによって若干変更する可能性がある。		集合日時:11月9日午前10時 集合場所:弁護士会館	
		11月9日(月)～ 11月13日(金)						

庁会	コード 番号	プログラム名	場 所		募集 人数	修 習 内 容	募集条件	そ の 他
			日	時				
弁 護 士 会	弁-32	会社法を中心とした 企業法務	弁護士会館ほか		22	主に会社法実務研究会の中堅・若手メンバーによりプログラムを提供するが、会社法に限定することなく、金融商品取引法に関する講義も検討中である。また、講義形式だけでなく、司法修習生にも積極的にプログラムに参加できるようなものを提供する予定である。現在、1. 内部統制システムと役員の実任、2. M&Aと買収防衛策、3. 計算書類の見方、4. インサイダー取引、5. コンプライアンス経営等を予定している。		集合日時:11月9日午前10時 集合場所:弁護士会館
			11月9日(月)～ 11月13日(金)					
	弁-33	民事交互尋問	弁護士会館、 裁判所法廷		28	民事訴訟における証人(本人)尋問のスキルを身につけるためのプログラムである。28人を2グループに分けて、裁判官各2～3名、原告・被告代理人各5～6名に分かれて実施する。事件記録は、実際にあった事件を加工した教材を使用する。 スケジュールの概要は、①1日目から3日目にかけては、若干の主張整理を全体で行うほか、証人(本人)テスト、反対尋問対策などの準備を各役ごとに行う。②4日目に法廷において証人及び本人の尋問を実施する。③5日目午前には弁論(最終準備書面)、午後には、裁判官役が判決を言い渡し、全体講評を行う。これまでも模擬裁判などを経験していると思うが、実務修習の総仕上げとして、実務での尋問に直結するスキルが身につくものにと考えている。 ※本プログラムは大阪地方裁判所との合同開催である。		集合日時:10月5日午前9時 集合場所:弁護士会館
			10月5日(月)～ 10月9日(金)					
	弁-34	人権に関する施設見学			13	講義・施設見学を通じて、人権(特にハンセン病)に関する素養を深めることを目的とした修習。 なお、本プログラムは、ホームグラウンド修習のほか、同時期に実施される通常部A(民-02)、通常部B(民-06)、行政部(総合)(民-11)、調停部(民-19)、他事務所2(弁-12)、刑事重点事務所(弁-13)、最高裁判所修習(全国プログラム(コード:2501))の各プログラムと重複して選択することができる。 ※本プログラムは大阪地方裁判所、兵庫県弁護士会との合同開催である。 ※本プログラムの申込みは第3次募集のみである。		集合日時:10月22日 集合場所:湊川神社前(神戸市中央区) ※集合時間等詳細は受講者へ追って連絡する。 ※集合場所から施設までは貸切バスで移動する。 ※夕方まで施設見学のため、帰阪は午後8時以降になる予定である。
				10月22日(木)				